

# あきたの 農業農村整備

2024



秋田県農林水産部  
農地整備課・農山村振興課

# 目次

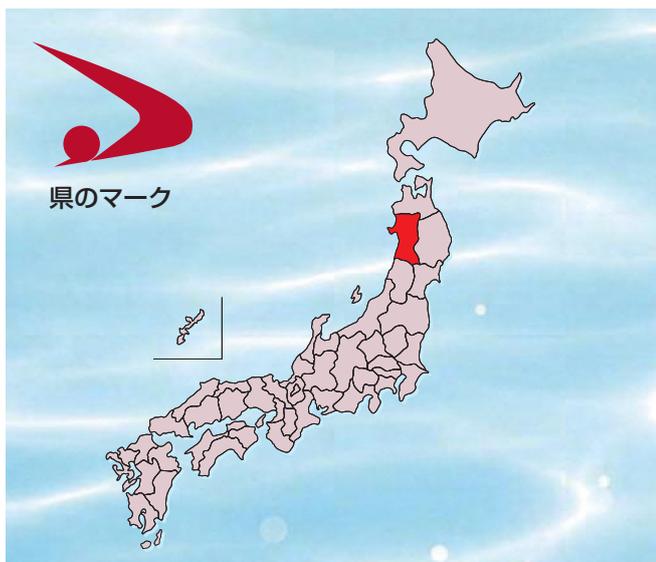
1. 秋田県の概要 .....	P 1
2. 農林水産部の機構 .....	P 2
3. 農業の概要 .....	P 3
4. 秋田県農業農村整備の現状 .....	P 5
5. 秋田県農業農村整備実施方針 .....	P 8
6. 秋田県農業農村整備実施方針と関連事業 .....	P10
7. 農業農村整備事業の実施状況 .....	P12
方針1 食料供給力の強化	
方針2 農山村の活性化	
方針3 農村環境の維持・向上	
その他事業	
8. 主な事業実施地区一覧表・位置図 .....	P30
(1) ほ場整備事業	
(2) 水利整備事業	
(3) 防災・減災事業	
9. ピックアップ .....	P36
Ⅰ. スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進	
Ⅱ. 秋田県内における田んぼダムの取組状況	
Ⅲ. 未来へつなぐ元気な農山村創造事業	
Ⅳ. 土地改良区における男女共同参画の推進支援	
Ⅴ. 食料・農業・農村基本法の改正を契機にした、「施設保全管理分科会」の設立	
〈災害復旧支援関連〉	
Ⅵ. 災害時等における農業用排水機能を確保するための応急対策	
Ⅶ. 農地等の被害把握へ農業土木系職員を派遣	
10. 農業農村整備事業の採択基準と補助率 .....	P42
11. 第24回「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクール 入賞作品紹介 .....	P50

# 1 秋田県の概要

秋田県は、東京のほぼ真北約450kmの日本海沿岸に位置しており、東経140度、北緯38~40度にまたがって、その大きさは、南北181km、東西111kmとなっています。

県境を白神山地、八幡平、駒ヶ岳、烏海山などの山々で囲まれ、那須火山帯が県境の東を縦断していることから温泉に恵まれるとともに、十和田湖、田沢湖、男鹿半島など、県内各地に風光明媚な観光地が形成されています。

県北には鷹巣、大館、花輪の諸盆地が、県南には横手盆地があり、県内3大河川である雄物川、米代川、子吉川の流域には肥沃な耕地が開け、各々秋田、能代、本荘平野が形成されています。



**面積：11,638km<sup>2</sup>**

〈出展：全国都道府県市区町村別面積調(令和6年7月1日)〉

**耕地面積：146,000ha (県土面積の約13%)**

〈出展：農林水産省「耕地面積調査(R5)」〉

**人口：897,286人**

〈出展：秋田県の人口と世帯(令和6年10月1日)〉

**基幹的農業従事者数：33,720人**

〈出展：農林水産省「農林業センサス(R2)」〉

## 県のシンボル



県の魚：ハタハタ

平成14年、県民からの意見によって県の魚と決められました。水深約250mの海底で育ち、初冬に産卵のため沿岸にやってくる。



県の花：ふきのとう

昭和29年、NHKが全国に各都道府県の「郷土の花」を募集したことがきっかけで県の花に選ばれました。別名「バツケ」。



県の鳥：やまどり

昭和39年、公募によって県の鳥と決められました。キジ科の鳥で、主に県内の内陸部の山地に棲んでいます。



県の木：秋田杉

昭和41年、公募によって県の木と決められました。美しい木目と強い材質が特長で、その天然林は日本三大美林の一つに数えられています。

## 【農林水産関係トピックス】



### 【新品種「サキホコレ」の米袋】

ふっくらとした粒立ちと、かむほどに広がる甘い風味が特徴の、極良食味水稻新品種「サキホコレ」の米袋。参考品種としての出品を含めると3年連続で「特A評価」を獲得。



### 【秋田牛】

今年でデビュー10周年を迎える、オール秋田の県産牛ブランド「秋田牛」。飼料に一定量の「お米」を配合していることが特徴で、台湾やタイへの輸出拡大を目指す。

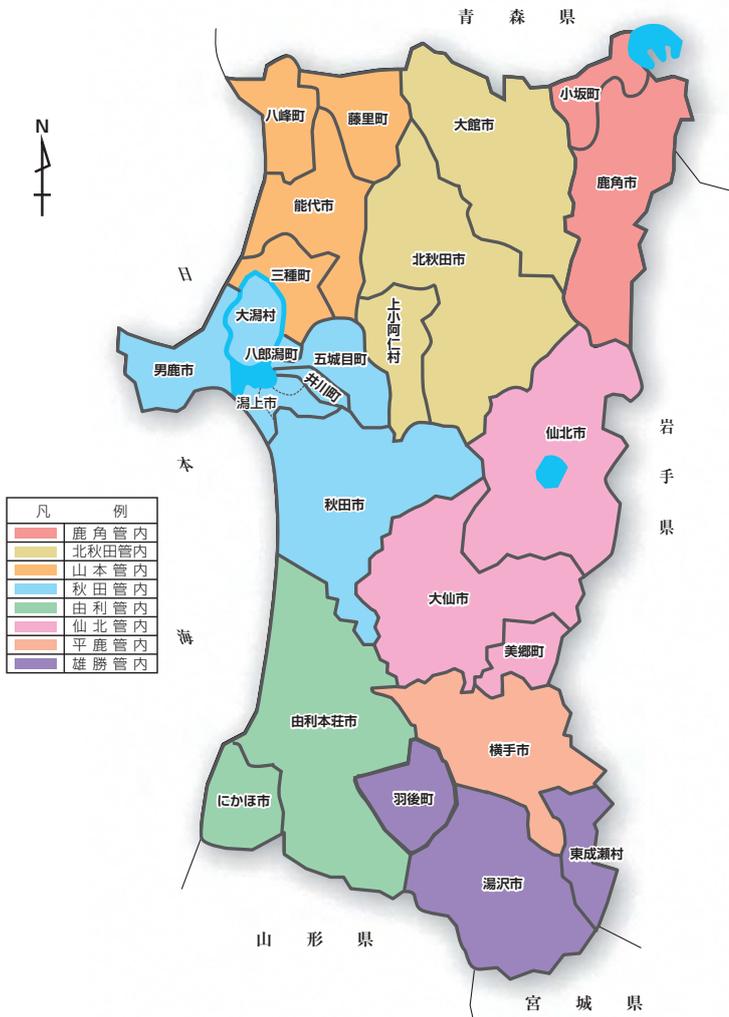


### 【輝サーモン】

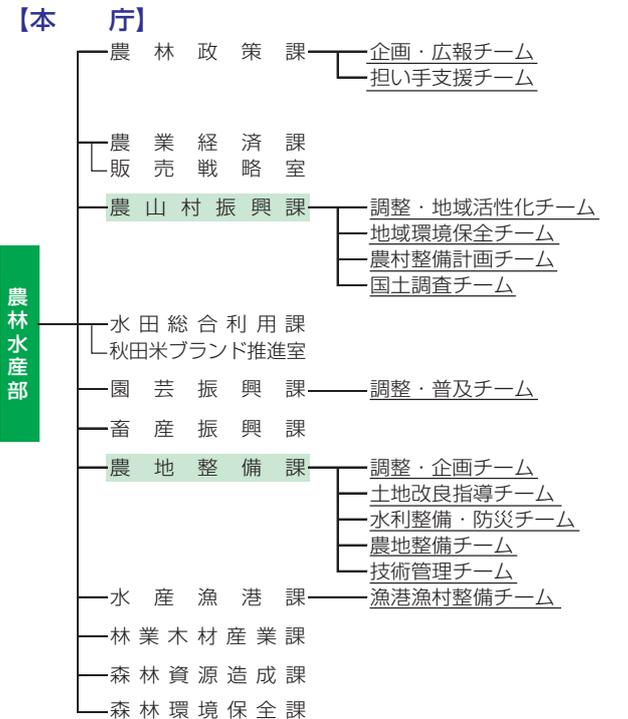
若手漁業者らがサーモンの養殖試験に取り組み「輝サーモン」のブランド名で販売を開始。大規模な養殖事業の展開に向け、今年度から静穏域を拡大するための消波施設整備に着手。（八峰町・岩館漁港）

# 2 農林水産部の機構

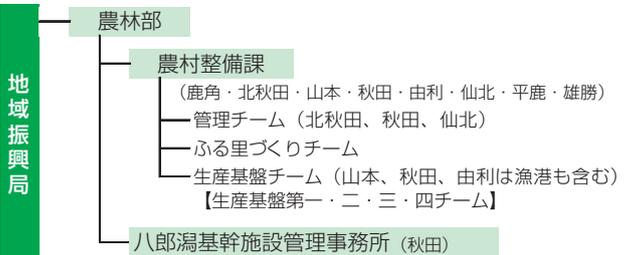
## 秋田県管内図



## 農林水産部の機構



## 【出先機関】



※      下線：農業農村整備職員配置先

## 職員数

	合計	農業農村工学職	事務系
本 庁	67	60	7
出先機関	148	129	19
全 体	215	189	26

(令和6年4月時点)

※他機関へ出向している職員は含まない

※このほか、再任用職員、非常勤職員を配置

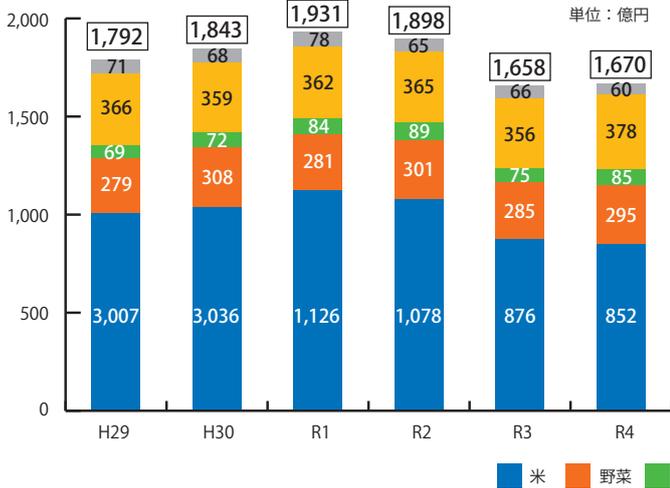
# 3 農業の概要

## 1) 農業産出額

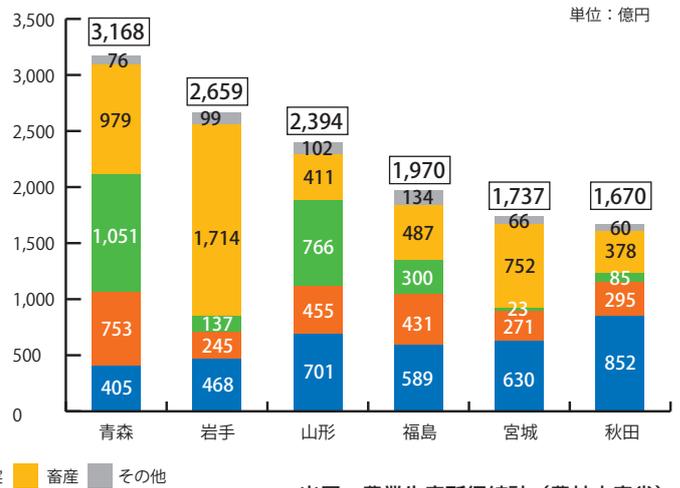
令和4年度の農業産出額は1,670億円であり、全国19位（東北6位）となっています。

農業産出額に占める米の割合は5割以上を占めており、他県と比べても、全体額に占める米の割合は高い状況となっていますが、園芸品目の振興と水田の汎用化の推進により、米以外の産出額は順調な伸びを見せています。

秋田県の農業産出額の推移



東北の農業産出額



出展：農業生産所得統計（農林水産省）

## 2) 農家数

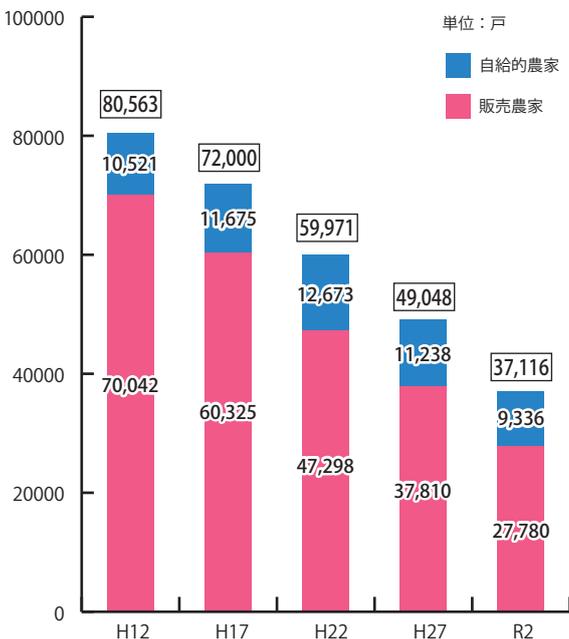
令和2年度の農家数は、37,116人で全国22位となっています。

高齢化による離農や農業法人への農地集積の進展等を背景に減少が続いているほか、販売農家数についても年々減少が続いています。

## 3) 土地利用状況

令和5年度の耕地面積は146,000haであり、全国6位となっています。

昭和54年をピークとした後、減少に転じています。また、地目別に見ると田が約9割を占めています。



出展：農林業センサス（農林水産省）

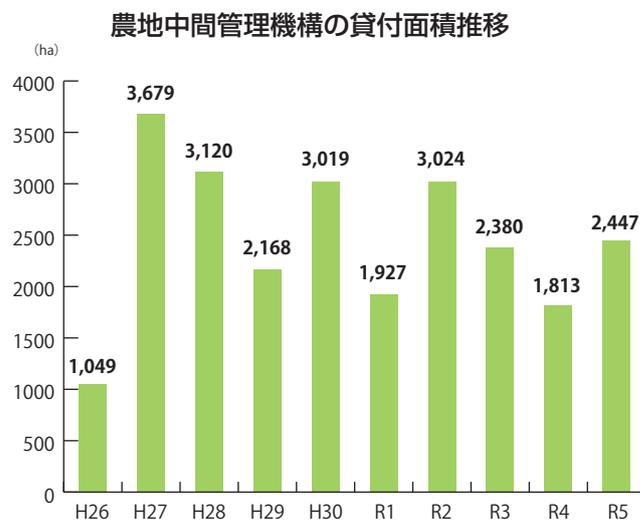
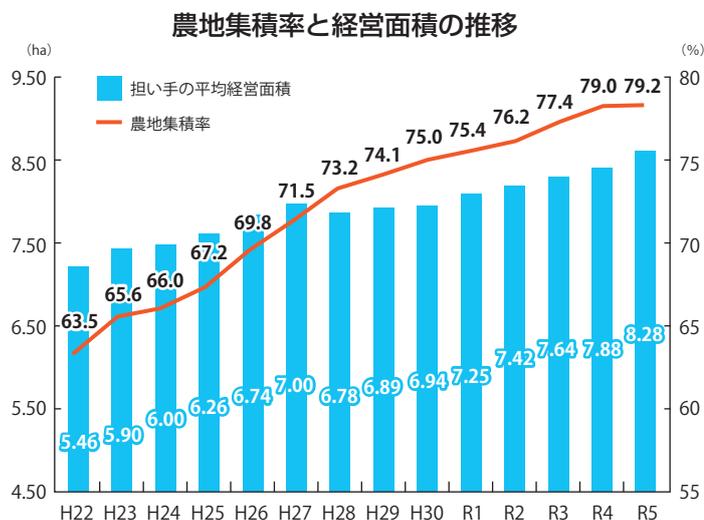


出展：耕地面積調査（農林水産省）

## 4) 担い手への農地集積

農地集積率は、農地中間管理事業などの農地流動化施策の推進により年々向上しています。

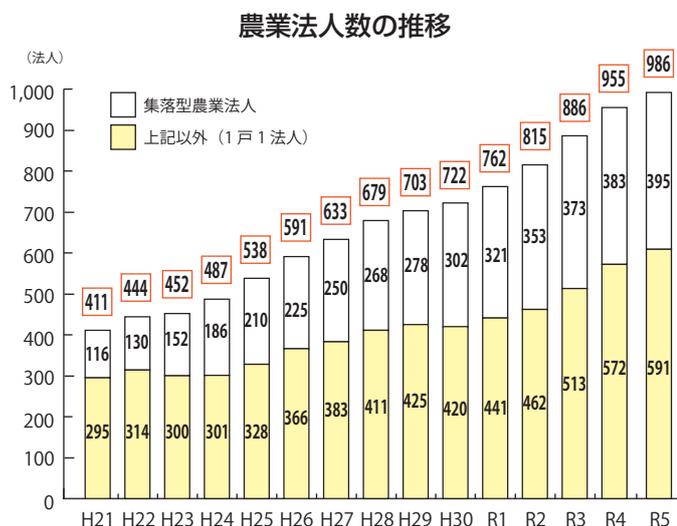
また、農地中間管理機構による貸付は、農地中間管理機構と市町村や農業委員会、土地改良区等の関係機関が連携し、基盤整備と一体的な推進が図られています。



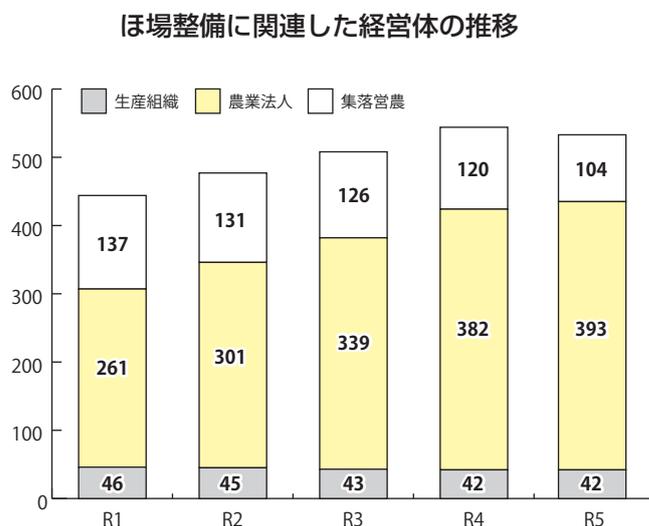
出展：秋田県農林水産部農林政策課調べ

## 5) 農業法人等の育成

農業法人数は986法人まで増加しており、基盤整備による営農条件の改善・向上と経営面積の拡大は、経営体の育成において非常に重要な役割を果たしています。



出展：秋田県農林水産部農林政策課調べ

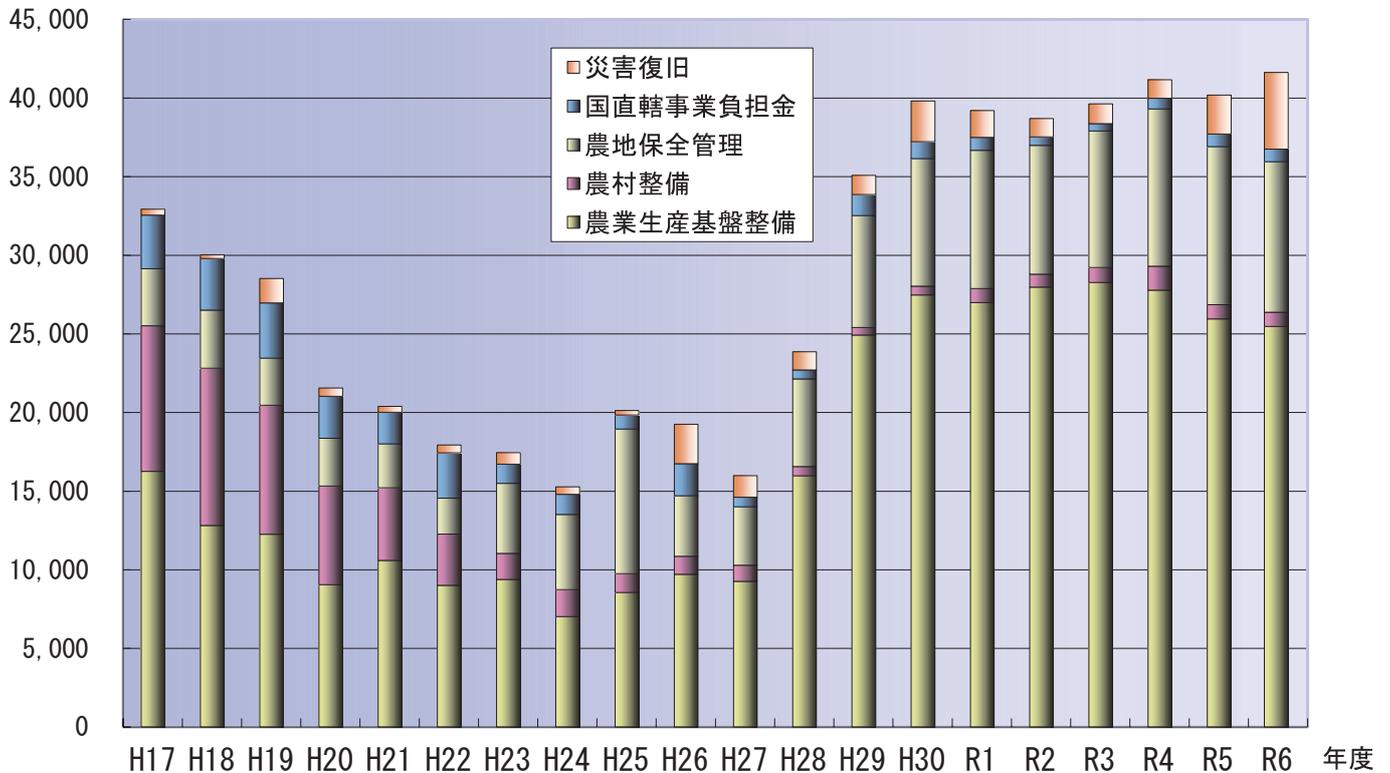


出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

# 4 秋田県農業農村整備の現状

## 1) 農業農村整備関係予算の推移

(百万円)



	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
農業生産基盤整備	16,263	12,817	12,258	9,052	10,601	9,017	9,394	7,024	8,562	9,711
農村整備	9,261	10,003	8,207	6,281	4,612	3,256	1,650	1,715	1,196	1,148
農地保全管理	3,619	3,695	2,998	3,030	2,799	2,286	4,454	4,784	9,193	3,852
小計	29,143	26,515	23,463	18,363	18,012	14,559	15,498	13,523	18,951	14,711
国直轄事業負担金	3,414	3,281	3,514	2,675	2,010	2,886	1,226	1,281	898	2,034
災害復旧	373	230	1,553	522	368	491	728	472	280	2,515
合計	32,930	30,026	28,530	21,560	20,390	17,936	17,452	15,276	20,129	19,260
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
農業生産基盤整備	9,267	15,980	24,935	27,485	26,995	27,978	28,270	27,787	25,959	25,689
農村整備	1,024	582	471	556	890	827	955	1,523	905	800
農地保全管理	3,718	5,575	7,121	8,106	8,796	8,184	8,685	9,997	10,044	9,455
小計	14,009	22,137	32,527	36,147	36,681	36,989	37,910	39,307	36,908	35,944
国直轄事業負担金	608	571	1,336	1,077	816	543	467	682	808	750
災害復旧	1,376	1,157	1,217	2,590	1,707	1,165	1,251	1,172	2,470	4,521
合計	15,993	23,865	35,080	39,814	39,204	38,697	39,628	41,161	40,195	41,215

県では、担い手への農地集積と水田の大区画化や排水対策等の複合型生産構造への転換に必要な農業生産基盤整備を重点的に推進しているほか、農業用水の安定供給や農村地域の安全・安心を確保するため、頭首工、ため池、用排水路等の農業水利施設の補修・更新等を計画的に実施しています。

こうした中、本県の令和6年度の農業農村整備予算は、412億円となっており、地元要望に十分に答えられるように努めています。

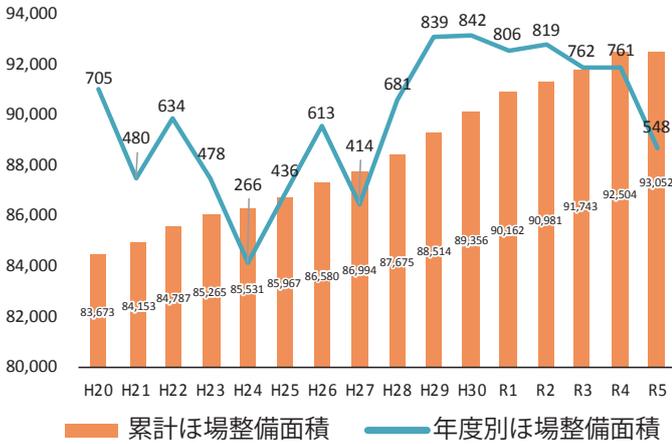
特に、ほ場整備を始めとした農業生産基盤整備については、全体の約6割に相当する257億円規模の予算を確保し、重点的に実施しているところです。

## 2) 水田の整備

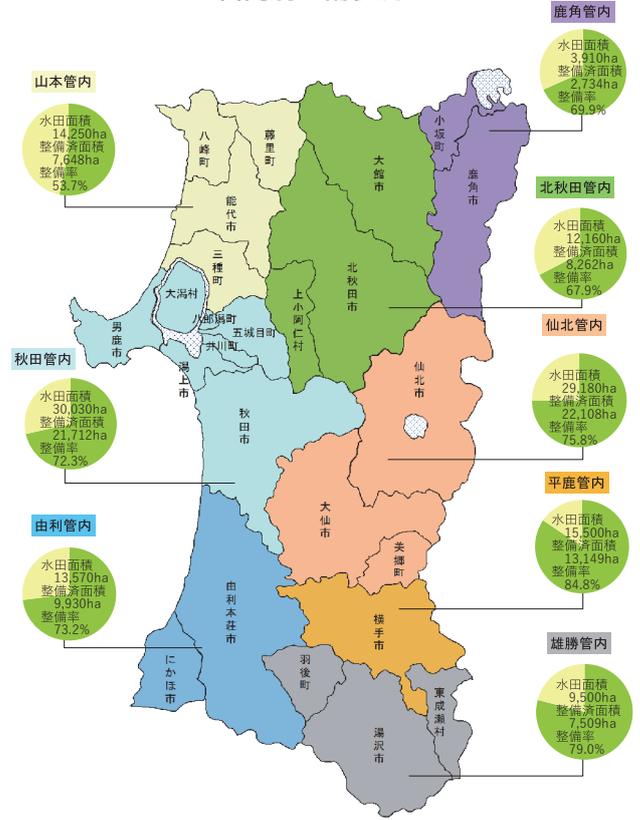
ほ場整備事業等の推進により、令和5年度末までに県内の水田面積の72.6%（93,052ha）が30a以上に整備され、農業生産性の向上に大きく寄与しています。

管内別では、平鹿管内が84.8%と最も高く、山本管内などの県北地域の整備率は低い傾向となっています。

ほ場整備の実施状況



管内別整備状況



整備面積の内訳

水田面積 (A)	128,100ha
整備済み面積 (B)	93,052ha
水田整備率 (B/A) =	72.6%
大区画 (1ha以上)	22,394ha
大区画以外 (30a以上1ha未満)	70,658ha

出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

## 3) 水利施設の整備

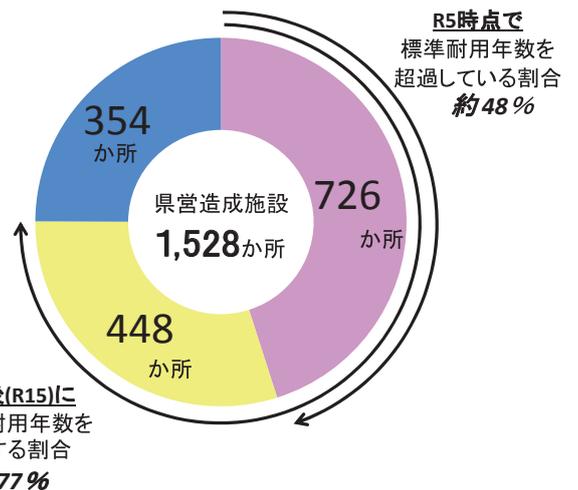
県内の基幹的な農業水利施設（県営造成施設）1,528か所のうち、48%が標準耐用年数を超過しているほか、10年後には77%に増加する見込みとなっています。

上記の水利施設に関しては、計画的な長寿命化対策が必要となっており、施設管理者の意向や現地診断等の結果に基づいた対策工事等を実施しています。

基幹的農業水利施設の内訳

	基幹的農業水利施設数			
	頭首工	揚排水機	用排水路	
施設総数	1,528	186	380	962
耐用年数超過施設数 (R5)	726	31	330	365
耐用年数超過施設数 (R15)	1,174	92	376	706

基幹的農業水利施設の標準耐用年数超過状況



出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

## 4) 農業用ため池の整備

県内の農業用ため池は令和5年度末時点で2,669箇所あり、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年10月）」の制定を受け、このうち1,049箇所が防災重点農業用ため池に指定されています。

県では防災工事等推進計画に基づき、計画的に劣化状況評価や対策工事等を実施しています。

### 防災重点農業用ため池の内訳

<選定基準別内訳>

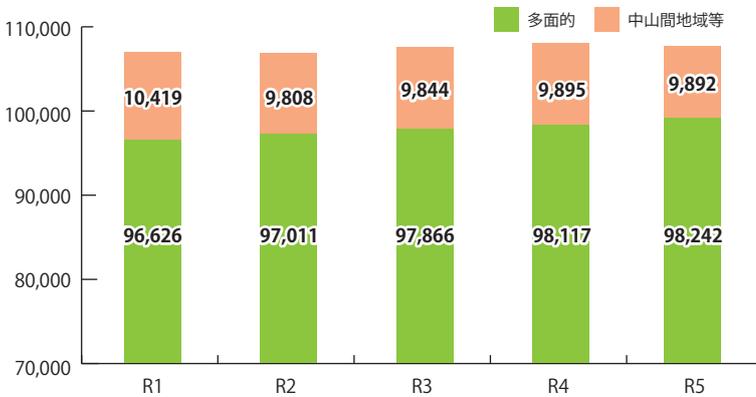
ア	ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの	345箇所
イ	ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等がありかつ貯水量1,000㎡以上のも	395箇所
ウ	ため池から500m以上の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000㎡以上のも	256箇所
エ	上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの	54箇所



出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

## 5) 日本型直接支払交付金を活用した農地の保全

農地保全面積推移  
(多面的機能支払と中山間地域等直接支払の取組面積)



県内農地146,000haの71%を占める103,273haで多面的機能支払交付金と中山間地域直接支払交付金を活用した地域の共同活動が実施され、農地の保全等を通じて多面的機能の維持・発揮が図られています。

※左記取組面積のうち、4,861haは重複あり。

出展：秋田県農林水産部農山村振興課調べ

## 6) 合併促進による土地改良区の運営基盤強化

土地改良区数の規模別推移



土地改良区が管理する面積は全県の農地の約7割を占めています。

令和5年度末時点の土地改良区数は70であり、統合整備によって運営基盤の強化を図っています。

出展：秋田県農林水産部農地整備課調べ

# 5 秋田県農業農村整備実施方針

秋田県が定める「新秋田元気創造プラン」及び「新ふるさと秋田農林水産ビジョン」に掲載された農業農村整備整備事業の方針を明らかにする「秋田県農業農村整備実施方針（令和4年度～令和7年度）」に基づき、秋田県

## 目 指

### 持続可能で力強い農業

- ほ場整備を契機とした農地集積と産地形成
- 水田汎用化による高収益作物の生産拡大
- スマート農業に対応した生産基盤
- 農業水利施設の保全管理による安定的な用水供給
- ICT等を活用した効率的な水管理

### いきいきと住み続けられ

- 地域特産物のブランド化
- 地域資源を生かした新ビ
- 農泊の推進等による交流
- 半農半X等の多様な担い
- 地域インフラ等の整備に

## 目指す姿の実現に向け、3つの方針により農業農

### 方針 1 食料供給力の強化 ～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

施策1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進

- 取組1 ほ場整備の計画的な推進
- 取組2 地域を担う農業法人等への農地集積・集約化の推進
- 取組3 水田汎用化の推進と高収益作物の取組強化
- 取組4 スマート農業の普及拡大に向けた基盤整備と導入支援

施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備

- 取組1 農業水利施設の戦略的な保全管理や更新・整備
- 取組2 ICT等を活用した水管理の効率化
- 取組3 農業水利施設等を活用した再生可能エネルギー導入の促進



水田の大区画化



自動走行農機



ほ場整備を契機とした産地形成



老朽化した水路の更新



自動給水栓



老朽化した農業用ため池の改修



土地改良区の合併促進

秋田県  
農業農村整  
【R4  
3方針に基づき

### 方針 3 農村環境の維持・向上 ～農村地域の強

施策1 安全・安心を実現する農村防災力の強化

- 取組1 防災重点農業用ため池の計画的な防災・減災対策
- 取組2 農業用ため池や田んぼダム等を活用した流域治水対策の促進

施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化

- 取組1 合併促進による運営基盤強化
- 取組2 関係機関と連携した土地改良事業推進体制の構築

分野の取組を抽出・補完し、農林水産省が定めた「土地改良長期計画」と整合を図りながら、本県農業農村の農業・農村が目指す姿の実現に向け、各種施策・取組を実施しています。

## 姿

### る農山村

による農業所得の確保  
ビジネスの展開  
人口の拡大  
手の確保  
よる暮らしやすい環境

### 安全・安心な農業・農村

- 安全・安心が確保された農業・農村
- 恒久的に地域を支える土地改良区
- 農村の有する多面的機能の維持・発揮
- 農地等の保全と有効活用
- 里地里山の優れた農村景観や地域資源の保全・継承

## 村整備実施方針を構成し、各種施策・取組を展開

### 方針 2 農山村の活性化 ~未来へつなぐ元気な農山村の創造~



- 施策1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開
  - 取組1 中山間地ならではのキラリと光る地域特産物のブランド化
  - 取組2 地域資源を生かした農山漁村発新ビジネスの創出
- 施策2 農山村を支える地域活力の創出
  - 取組1 農泊の推進や地域づくり活動による関係人口の拡大
  - 取組2 新たな兼業スタイルによる定住等の促進
  - 取組3 地域活性化に向けた活動を支援する人材や運営組織の育成
- 施策3 快適に暮らす農村インフラの整備
  - 取組1 農業集落排水施設の集約・再編及び更新整備
  - 取組2 情報通信環境の整備による農村DXの促進



備実施方針  
~R7]  
各施策を展開

### 靱化と多面的機能の発揮~

- 施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮
  - 取組1 農地・農業用施設の適切な保全管理や営農継続への支援
  - 取組2 遊休農地の発生防止及び再生利用の促進
  - 取組3 「守りたい秋田の里地里山50」認定地域における保全活動等の支援



# 6 秋田県農業農村整備実施方針と関連事業

## 方針 1

### 食料供給力の強化

～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

#### 施策1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進

農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業

高収益作物関連支援事業

農地耕作条件改善事業（簡易型）

農用地等集団化事業（経営体育成促進換地等調整事業）

戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

#### 施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備

かんがい排水事業

基幹水利施設ストックマネジメント事業

団体営農業水路等長寿命化事業

農村防災力強化総合支援事業

小水力発電施設整備事業

県営造成施設等突発事故復旧支援事業

土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良施設リスク管理強化対策事業

## 方針 2

### 農山村の活性化

～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

#### 施策1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開

#### 施策2 農山村を支える地域活力の創出

未来へつなぐ元気な農山村創造事業

元気な農山村人材・組織育成事業

あきたの農山村を支える活力創造事業

#### 施策3 快適に暮らす農村インフラの整備

農業集落排水事業

〈再掲〉農村防災力強化総合支援事業

## 方針 3

# 農村環境の維持・向上 ～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

### 施策1 安全・安心を実現する農村防災力の強化

- ため池等整備事業
- 農地地すべり対策事業
- 特定農業用管水路等特別対策事業
- 公害防除特別土地改良事業
- 農地・農業用施設災害復旧事業
- 農地・農業用施設小災害復旧支援事業
- 災害時等農業用排水機能確保支援事業
- 〈再掲〉日本型直接支払交付金（多面的機能）
- 〈再掲〉農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業

### 施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化

- 土地改良区統合整備促進事業
- 土地改良施設・財務等維持管理強化支援事業
- 農業水利管理体制強化支援事業（土地改良区区域拡大支援事業）

### 施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮

- 日本型直接支払交付金（多面的機能）
- 日本型直接支払交付金（中山間地域等）
- 中山間地域農業活性化基盤整備事業  
※旧中山間地域農業活性化緊急基盤整備事業
- 県単遊休農地再生利用事業
- 最適土地利用総合対策事業
- 〈再掲〉元気な農山村人材・組織育成事業
- 〈再掲〉あきたの農山村を支える活力創造事業

## その他事業

- 国営土地改良事業（国営農業用水再編対策事業、国営かんがい排水事業）

# 7 農業農村整備事業の実施状況

## 方針 1 食料供給力の強化～生産基盤の強化と複合型生産構造への転換～

「あきた型ほ場整備」を始めとした生産基盤整備の取組により、複合型生産構造への転換を加速化し、持続可能で力強い農業の実現を後押しします。

### 施策 1 稼げる産地形成を実現する「あきた型ほ場整備」の推進

#### 1) 農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業 通称：ほ場整備事業

ほ場の区画整理や暗渠排水等の水田利活用・自給力向上の基礎となる生産基盤を整備するとともに、地域農業を牽引する担い手へ農地を集積し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率的かつ安定的な農業を確立します。

##### 〈ほ場整備前の問題点〉

- 農地が分散し区画も小さく、農作業の効率が悪い…
- 用排水兼用の土水路で維持管理が大変…
- 農道が狭く、作業車の運転がしづらい…
- 田んぼの排水性が悪く、高収益作物の導入が困難…

##### 〈ほ場整備により問題点を改善〉

- 区画の整理・拡大・集積
- 用水路・排水路の分離、水路の装工
- 農道の拡幅
- 暗渠排水の整備、地下かんがいシステムの導入

##### 〈効果〉

- 作業効率アップ・生産コスト削減
- 維持管理労力削減
- 高収益作物への挑戦が可能に

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	58	62	70	69	69
事業費(百万円)	21,357	23,928	20,811	19,594	21,089

### あきた型ほ場整備とは…？

秋田県では、ほ場整備と併せて、大規模園芸拠点整備（旧：園芸メガ団地）等による産地づくり、農地中間管理事業による農地集積を三位一体で推進する「あきた型ほ場整備」を実施しています。



#### 2) 高収益作物関連支援事業



明田地野際地区（美郷町）  
ハード事業（土層改良）  
ストーンピッカーによる石礫除去

ほ場整備事業実施地区において、事業計画策定段階から営農定着に必要なハード事業とソフト事業を組み合わせることで、一括支援することで、水稻から高収益作物への転換を推進しています。

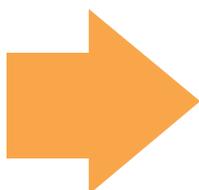
実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	14	15	9	9	3
事業費(百万円)	53	84	66	43	17

### 3) 農地耕作条件改善事業（簡易型）

区画狭小や排水不良など地域が抱える課題の解決に向け、農業者の自力施工も活用しながら、農地の区画拡大や暗渠排水等の簡易な整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進しています。



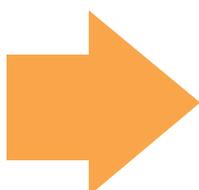
区画拡大



区画が拡大され  
効率の良いほ場に！



暗渠排水



水はけの  
良いほ場に！



実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	16	10	12	10	16
事業費(百万円)	1,277	746	1,033	752	1,186

### 4) 農用地等集団化事業（経営体育成促進換地等調整事業）

土地改良事業の換地計画の樹立、換地処分の実施を円滑に行うための土地の権利関係に係る調査、換地に係る合意形成の促進や地域の農用地利用計画の確立にかかる費用を助成しています。

—【 必須業務 】—

- 地区内農地等状況調査
- 合意形成促進
- 地区内アンケート調査
- 地域営農構想作成
- 換地設計基準作成

—【 選択業務 】—

- 農用地集団化促進基本計画作成
- 従前地面積測定
- 財産管理制度活用
- 地区内ゾーン設定調整
- 経営体育成方針作成
- 創設農用地・増歩換地調整
- 非農用地換地関係調整
- 交換分合基準含み換地調整
- 換地計画素案作成
- 経営体育成換地調整

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	7	7	9	17	20
事業費(百万円)	25	29	38	107	83

## 5) 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

大豆やえだまめなどの戦略作物の品質や収量の向上により、収益を増加させるため、地域の実情に応じたきめ細やかな整備を実施しています。

### ①農地整備型

暗渠排水やもみがら補助暗渠等による排水対策の強化を図り、戦略作物の生産に必要な農地条件を整備します。

### ②水利施設整備型

用排水路や付帯施設等の整備・更新を行い、営農の効率化を図り、戦略作物への取組を促進します。

### ③高収益作物転換型

高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を行います。



暗渠排水の整備



排水路の整備

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	11	6	2	1	1
事業費(百万円)	394	158	87	47	9

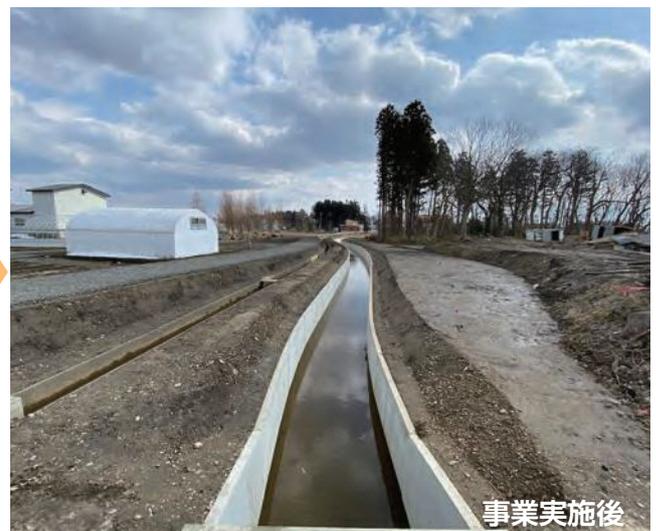
## 施策2 農業生産の礎となる農業水利施設の整備

### 1) かんがい排水事業

基幹的な農業水利施設である頭首工や揚排水機、幹線用排水路等の整備により、安定的・効率的な農業用水の確保や排水改良など農業生産の基盤となる水利条件の改善を図ります。



事業実施前



事業実施後

蛭野・角間川堰地区(横手市、大仙市)

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	2	3	4	5	8
事業費(百万円)	1,081	1,067	522	1,018	1,630

## 2) 基幹水利施設ストックマネジメント事業

県営事業等で造成された農業水利施設において、劣化状況等の機能診断や保全対策計画を策定し、その計画に基づいた保全対策工事を行い、施設の長寿命化を図っています。



事業実施前



事業実施後

明永堰地区(横手市)

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	26	29	26	20	20
事業費(百万円)	1,226	1,255	1,298	2,415	1,831

## 3) 団体営農業水路等長寿命化事業

農業水利施設の老朽化に対応するための長寿命化対策や水管理の労力軽減に係る取組、災害リスクに対応するための防災減災対策に係る取組を支援しています。

実施状況	R 4	R 5	R 6
地区数	25	34	40
事業費(百万円)	87	207	499

## 4) 農村防災力強化総合支援事業

農業従事者の減少や高齢化等により、水利施設の維持管理体制が弱体化しているほか、近年の集中豪雨の多発により、農業被害等が発生しています。このような状況を踏まえ、農業用ため池や用排水路の管理施設における遠方監視・操作設備や、情報通信環境の整備を支援し、施設管理の省力化や防災力の向上を図ります。

実施状況	R 5	R 6
地区数	2	1
事業費(百万円)	58	20

## 5) 小水力発電施設整備事業

農業水利施設を活用した小水力発電を導入し、その売電収入により農業水利施設等の維持管理費軽減を促進し、地域農業の振興と農村地域の活性化を図ります。



仙平太田斉内地区（大仙市、仙北市、美郷町）

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	4	3	3	2	3
事業費(百万円)	188	308	283	140	104

## 6) 県営造成施設等突発事故復旧支援事業

国営・県営事業で造成した施設において、パイプラインや揚水機等、日常管理の中で、目視困難な施設に、突発的な事故が発生した場合、早期に復旧し営農の継続を図るため、一定の基準以上の復旧工事について支援します。



能代1地区（能代市）

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	27	18	16	15	—
事業費(百万円)	36	31	23	20	22

## 7) 土地改良施設維持管理適正化事業

農業水利施設の機能維持と効率的な活用を図るため、水門・揚水機・頭首工などの整備補修に要する資金を計画的に積み立て、適時適切な整備による施設の長寿命化を支援しています。



事業実施前



事業実施後

蛭藻地区（横手市）

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	27	25	28	20	27
事業費(百万円)	63	61	57	53	50

## 8) 土地改良施設リスク管理強化対策事業

土地改良区等が管理する施設において使用されていたコンデンサ、変圧器等のPCBを含む廃棄物を処理するにあたり、当該廃棄物を処理機関まで運搬する経費に対して助成しています。



PCB廃棄物搬出の様子

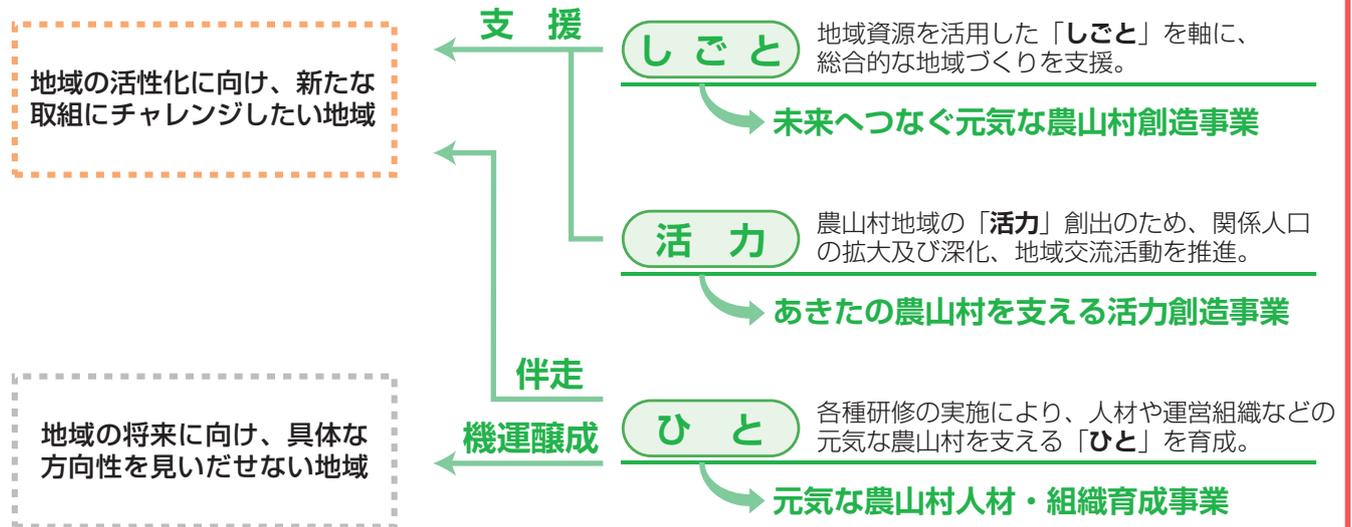
実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	5	2	1	1	1
事業費(千円)	2,846	451	165	363	88

## 方針 2 農山村の活性化～未来へつなぐ元気な農山村の創造～

地域の魅力を生かした新ビジネスの創出や、多様な人材の参画を促進し、地域の活性化を図り、笑顔でいきいきと住み続けることのできる農村地域を目指します。

### 秋田県における農山村振興施策の展開方針

- 新たな取組にチャレンジする地域を「しごと」「活力」の観点から支援
- 全ての地域を対象に「ひと」づくり（人材育成）の観点から支援



### 施策1 中山間地域における新たな農山村ビジネスの展開

### 施策2 農山村を支える地域活力の創出

#### 1) 未来へつなぐ元気な農山村創造事業 (しごと)

人口減少や高齢化が進行する農山漁村地域において、多様な人材の参画のもとで地域資源を生かした地域活性化を目指すプランづくりから、地域特産物のブランド化や地域資源と観光等の他分野との組み合わせによる新ビジネスの創出までを総合的に支援し、所得向上と雇用の確保を図り元気で持続的な農山村を目指します。



自然環境ふれあいカフェによる地域活性化  
(北秋田市：森のテラス)

#### 支援内容

- 地域資源を生かした地域活性化を目指すプランの策定
- キラリと光る地域特産物の創出
- 「地域資源」×「他分野」＝新ビジネスの創出

実施予定	R4	R5	R6※
地区数	4	6	9
事業費 (百万円)	4	7	16

※R6は目標数値

## 2) あきたの農山村を支える活力創造事業 活 力

地域の食や伝統文化、里地里山や水辺環境などの地域特性を生かした都市との交流活動や新しい兼業スタイル（半農半X）、農家民宿や農家レストランなどといった農泊等の多様なライフスタイルの実現に向けた体制づくり等、地域住民が主体となった取組を支援し、農地の維持及び中山間地域の活性化を図ります。

※R6は目標数値

実施状況	R 4	R 5	R 6※
農村関係人口（人）	10,448	11,968	10,400
事業費（百万円）	26	38	60

支援内容

- 「半農半X」など新たな兼業スタイルの促進
- 農泊ビジネスへの起業支援
- 食や伝統文化、棚田などの地域資源を活かした交流活動
- 里地里山の魅力・情報発信



半農半X



農家民宿



里地里山認定地域での交流活動

## 3) 元気な農山村人材・組織育成事業 ひ と

農山村地域の活性化を図るため、農村資源を活用した地域活動に取り組む人材や組織（農業・観光・地域交流活動等）の裾野拡大、自治体職員等支える側のスキルアップ及び同じ志を持つ者同士のネットワークづくり等を狙いとする各種研修を実施します。

※R6は目標数値

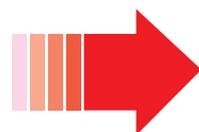


人材育成研修（AKITA RISE）

実施予定	R 4	R 5	R 6※
サポート人材確保数(累積)(人)	17	25	30
事業費（百万円）	8	8	10

支援内容

- 地域活性化活動に飛び込む者の裾野拡大
- 地域の新たなプロジェクトに対する伴走支援
- 県内他地域に助言するサポート人材の発掘・養成



詳細は

**「9. ピックアップ」へ!**

## 施策3 快適に暮らす農村インフラの整備

### 1) 農業集落排水事業

農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持、農村生活環境の改善を図るため、農業集落における汚水等処理する施設の整備等を行います。

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	13	9	10	11	7
事業費(百万円)	790	405	793	469	654

### 方針 3 農村環境の維持・向上～農村地域の強靱化と多面的機能の発揮～

防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を推進し、農村地域の強靱化を図ることで、頻発化する自然災害から「農業」・「農村」を守り継ぎます。また、農村が有する多面的機能の発揮に向け、地域の共同活動や里地里山の保全を推進します。

#### 施策 1 安全・安心を実現する農業防災力の強化

##### 1) ため池等整備事業

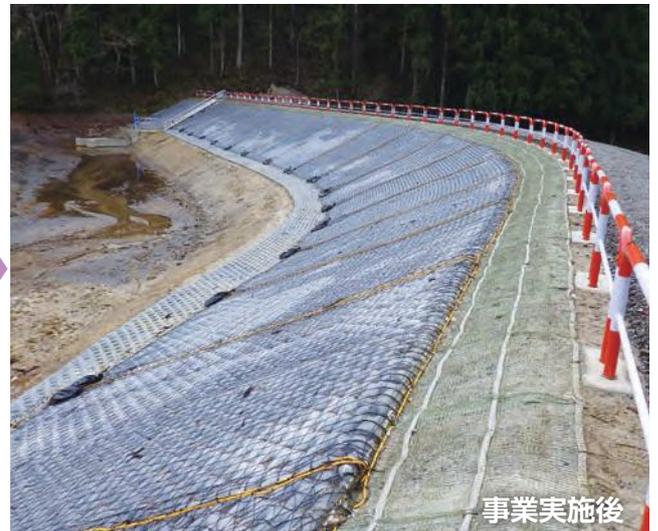
農地及び農業用施設等の防災・減災対策として、ため池整備、用排水施設整備、農業用河川工作物等応急対策及び湛水防除などを行っています。

##### ① ため池整備

老朽化した農業用ため池について、ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命、人家、公共施設等の安全を確保するために、堤体や洪水吐等の整備を行っています。



事業実施前



事業実施後

岡本地区（仙北市）

##### ② 用排水施設整備

自然状況等の変化により早急に整備を要する頭首工、揚排水機場、水路等の用排水施設について、溢水被害等の発生を未然に防止するため、改修や補強工事を行っています。



事業実施前



事業実施後

真崎堰地区（潟上市、五城目町、井川町）

### ③農業用河川工作物等応急対策

河川洪水等の自然災害から、近隣流域の安全を確保するため、頭首工等の河川工作物の補修や補強等を行っています。



戸村地区（五城目町、八郎瀧町）

### ④湛水防除

湛水被害を生じる恐れのある地域で、被害を防止するために排水機場の整備を行っています。



天王東地区（湯上市）

実施状況		R2	R3	R4	R5	R6
ため池等整備事業	地区数	57	58	53	55	50
	事業費（百万円）	3,674	4,314	4,918	4,541	5,422
ため池整備	地区数	30	32	28	28	24
	事業費（百万円）	1,478	1,752	1,593	1,565	1,588
用排水施設整備	地区数	7	4	5	5	5
	事業費（百万円）	524	396	1,106	1,021	964
農業用河川工作物等応急対策	地区数	13	14	12	12	12
	事業費（百万円）	592	430	790	709	988
湛水防除	地区数	7	8	8	10	9
	事業費（百万円）	1,080	1,736	1,429	1,246	1,882

※事業費の合計は端数処理の関係で一致しない場合があります。

## 2) 農地地すべり対策事業

地すべり防止区域において、水抜きボーリングや法面保護工などの地すべり防止対策工事を行い、農地や農業用施設等への被害を防止しています。



事業実施前



事業実施後

堪忍沢地区（鹿角市）

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	4	3	2	2	—
事業費(百万円)	86	65	29	16	—

## 3) 特定農業用管水路等特別対策事業

石綿（アスベスト）を含有する製品の老朽化に伴い、石綿に起因する健康被害等を未然に防止するために、管水路の更新など、必要な対策を行っています。



事業実施前



事業実施後

面瀧地区（八郎瀧町）

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	4	1	2	2	2
事業費(百万円)	223	73	87	99	155

#### 4) 公害防除特別土地改良事業

カドミウム等の重金属により汚染された農用地に客土工事等を実施しています。

実施状況	H30	R 1	R 2
地区数	1	1	1
事業費(百万円)	151	52	64



鹿角第二地区(鹿角市)

#### 5) 農地・農業用施設災害復旧事業

豪雨災害等により被災した農地・農業用施設の復旧等を行います。

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	15	23	9	333	341
事業費(百万円)	26	103	198	1,655	2,633



待合地区(秋田市)

#### 6) 農地・農業用施設小災害復旧事業

農地・農業用施設災害復旧事業の対象とならない小規模な農地や農業用施設の災害復旧を行います。

実施状況	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
地区数	13	81	522	1,029	350
事業費(百万円)	25	8	54	114	47

## 施策2 地域を支える土地改良区の組織体制強化

### 1) 土地改良区統合整備促進事業

土地改良区の合併計画樹立に要する経費や合併による業務運営合理化等に要する経費に対して助成し、土地改良区の統合整備を促進します。



実施状況	R2	R3	R4	R5	R6
地区数	3	2	—	—	2
事業費(百万円)	12	8	—	—	1

### 2) 土地改良区施設・財務等管理強化支援事業

土地改良区の組織運営基盤・事業実施体制の強化のため、秋田県土地改良事業団体連合会を通じ、国や県、市町村、学識経験者等からなる各種委員会を設け土地改良区管理施設の診断や管理の指導のほか、複式簿記の有効活用や換地業務等に対する指導・助言を行い土地改良区を支援しています。

#### 対象とする活動例

- ・管理運営体制強化委員会
- ・土地改良施設の診断・管理指導等
- ・財務管理強化相談業務
- ・受益農地管理強化委員会
- ・換地選定手法指導
- ・換地技術向上研修

### 3) 農業水利管理体制強化支援事業（土地改良区区域拡大支援事業）

地域全体の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化等を目的とし、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用について市町村と協調して助成し、土地改良区の管理区域の拡大を促進します。

実施状況	R2	R3	R4	R5	R6
地区数	6	4	2	5	4
編入面積(ha)	287.0	155.6	87.0	259.4	265.0
事業費(千円)	2,045	1,198	686	2,020	2,120

### 施策3 農村の有する多面的機能の維持・発揮

#### 1) 日本型直接支払（多面的機能）

農村の過疎化・高齢化・混住化の進行に伴い集落機能が低下してきた状況に対し、地域住民による農地・農業用水等の資源の適切な管理と、地域の繋がりを守るための活動を支援します。



多面的機能支払（農地維持支払）の活動

水路の草刈り（三種町）



多面的機能支払（資源向上支払）の活動

花植え（大仙市）

実施状況	R5（実績）			R6（計画）		
	市町村数	組織数	取組面積 (ha)	市町村数	組織数	取組面積 (ha)
多面的機能支払	25	991	98,242	25	1,000	99,000
農地維持支払	25	991	98,242	25	1,000	99,000
資源向上支払（共同活動）	25	883	91,893	25	890	93,000
資源向上支払（長寿命化）	13	211	20,438	15	230	20,700

#### 2) 日本型直接支払（中山間地域等）

中山間地域等における農業生産条件の不利を補正し、農業生産活動の継続を図るため、農用地の保全や多面的機能の確保、遊休農地の発生防止の活動を支援します。



ドローンによる防除（由利本荘市）



水路の管理（由利本荘市）

実施状況	R5（実績）			R6（計画）		
	市町村数	組織数	取組面積 (ha)	市町村数	組織数	取組面積 (ha)
中山間地域等直接支払	22	487	9,892	22	490	10,300

### 3) 中山間地域農業活性化基盤整備事業

過疎、高齢化等を起因とする担い手不足により耕作放棄地の増加や施設の老朽化が著しい中山間地域において、地域コミュニティを維持しつつ、安心して地域農業に取り組むため、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備や水田の畑地化を支援します。



田代仙道地区（羽後町）



事業実施後

	R2	R3	R4	R5	R6
地区数	14	13	12	8	7
事業費(百万円)	235	253	181	204	287

### 4) 県単遊休農地再生利用事業

過疎化や高齢化の進行による担い手不足を背景とした、遊休農地の急激な増加が、病害虫や鳥獣などによる農作物被害の発生要因となっていることから、遊休農地を解消し、担い手による農地利用を促進するための取組を支援します。



事業実施前

大野地区（大館市）



事業実施後

	交付単価上限(円/10a)
再生利用活動(雑木刈払・耕起等)	25,000
土壌改良材散布等	10,000
営農定着(肥料散布等)	10,000
暗渠排水、排水路等	50,000

### 5) 最適土地利用総合対策事業

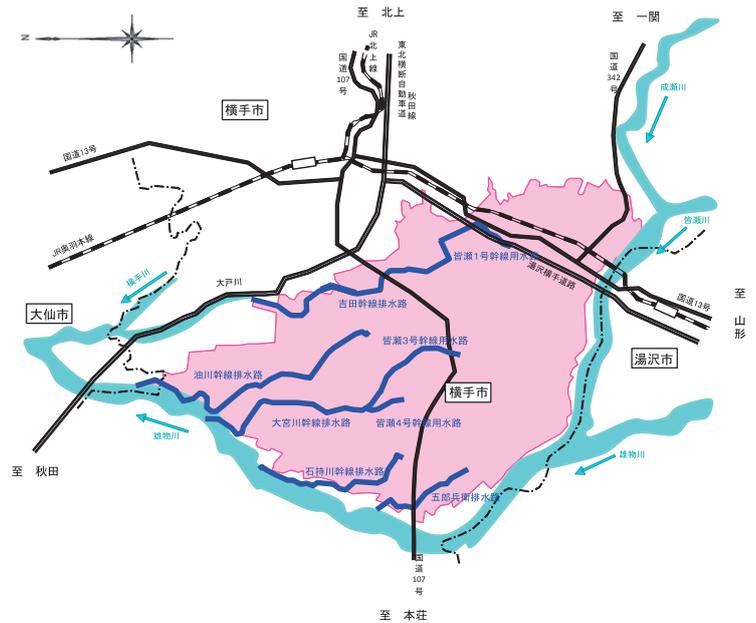
実証的な取組を行いつつ、地域ぐるみの話し合いにより作成する土地利用構造図の実現に向けて、遊休農地や荒廃化の恐れがある農地等の再生・保全に必要な簡易な基盤整備を支援します。

## 1. 国営かんがい排水事業

### 1) 横手西部地区

近年の降雨形態の変化や土地利用の変化に伴った湛水被害等が発生しているほか、施設も造成後相当の年数が経過し老朽化が著しいことから、維持管理に多大な経費と労力を要しています。

事業の実施により、施設への流入量の増加に対応した排水系統に再編するとともに、老朽化した幹線排水路の改修により、湛水被害の軽減及び維持管理の費用と労力の軽減を図ります。



吉田幹線排水路の改修

### 2) 旭川地区

施設の経年劣化等で農業用水の安定供給に支障を来しているとともに、維持管理に多大な経費と労力を要しています。

施設改修や耐震化対策及び用水系統の再編に伴う取水施設の統廃合により、農業用水の安定供給と維持管理費用の軽減を図ります。



あいののダム (現況)

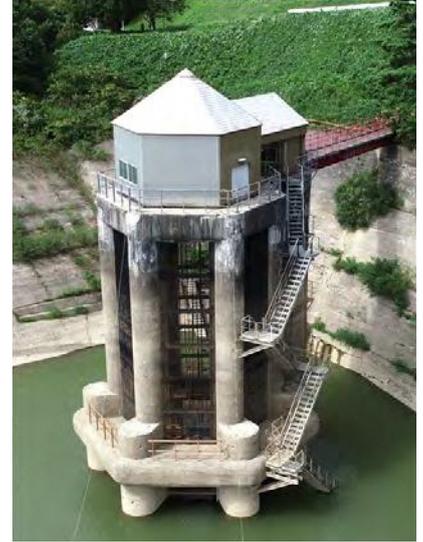
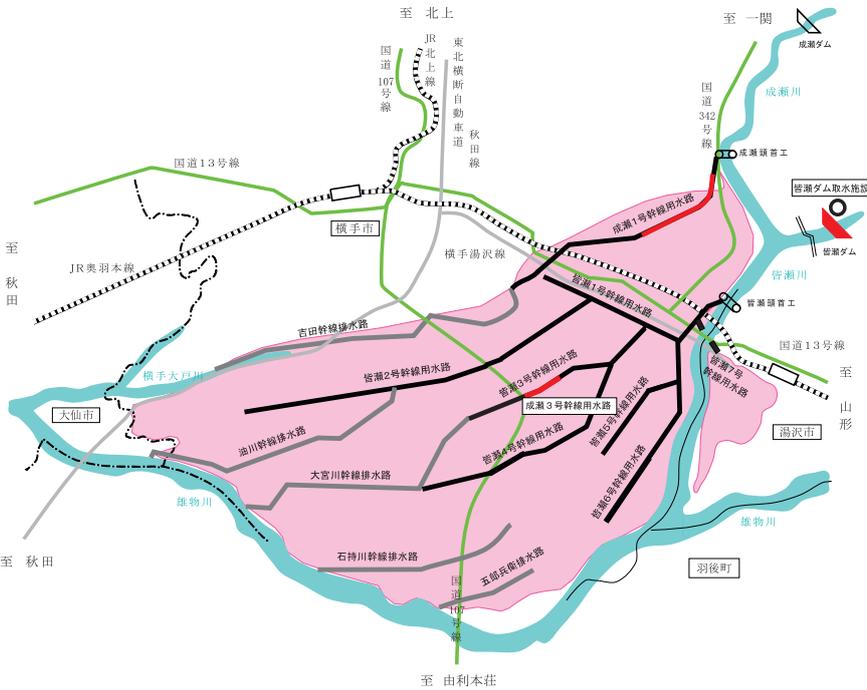


旭川左岸幹線用水路 (施工後)

### 3) 成瀬皆瀬地区

皆瀬取水塔の腐食の進行や幹線水路のコンクリートブロックの欠損等によって施設の性能低下が生じています。

基幹水利施設の機能の保全対策と耐震化を一体的に行い、農業用水の安定供給と維持管理費用の軽減を図ります。

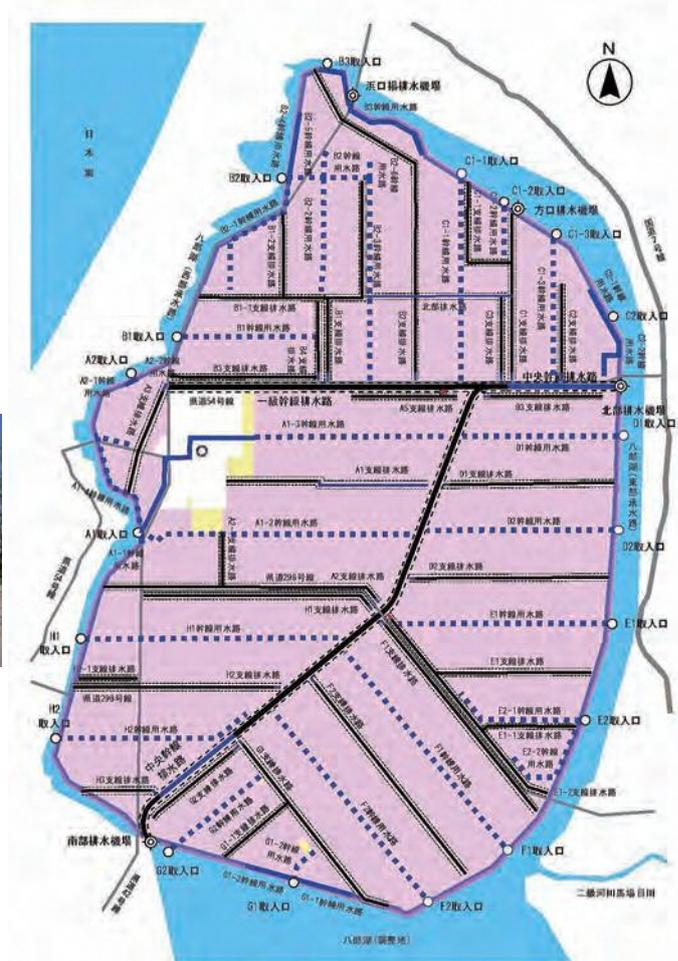


皆瀬ダム取水塔（現況）

### 4) 八郎潟地区

地区内の農業用排水路の老朽化や、軟弱地盤に起因する不等沈下により、用水の安定供給や施設の維持管理に支障を来しています。また、八郎潟の水質悪化が地域の大きな課題となっています。

幹線水路のパイプライン化や施設の更新により、農業用水の安定供給や排水機能の維持、維持管理の軽減、更には適切な用水量の供給による水質保全を一体的に図ります。



取水槽基礎杭（施工中）



取水槽・除塵機（施工後）

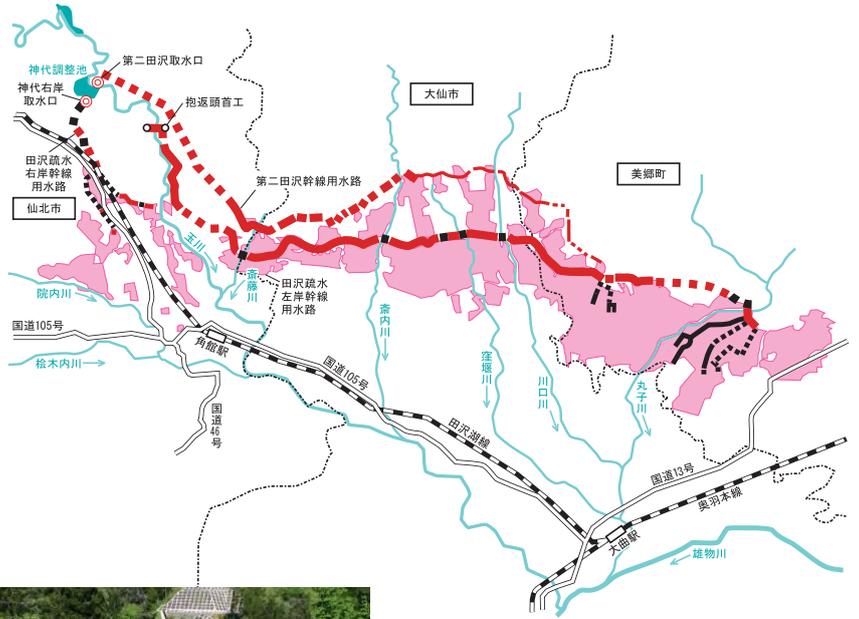
F2 幹線用水路

## 2. 国営農業用水再編対策事業

### 1) 田沢二期地区

施設全体の老朽化が著しく、維持管理に多大な経費と労力を要しています。また、一部地域では水源が不安定なこともあり、用水の安定供給に支障を来しています。

本事業により、頭首工等の基幹水利施設の改修と併せてかんがい用水の利用計画を見直し、農業用水の安定供給、施設の維持管理軽減及び地域用水機能の増進を図ります。

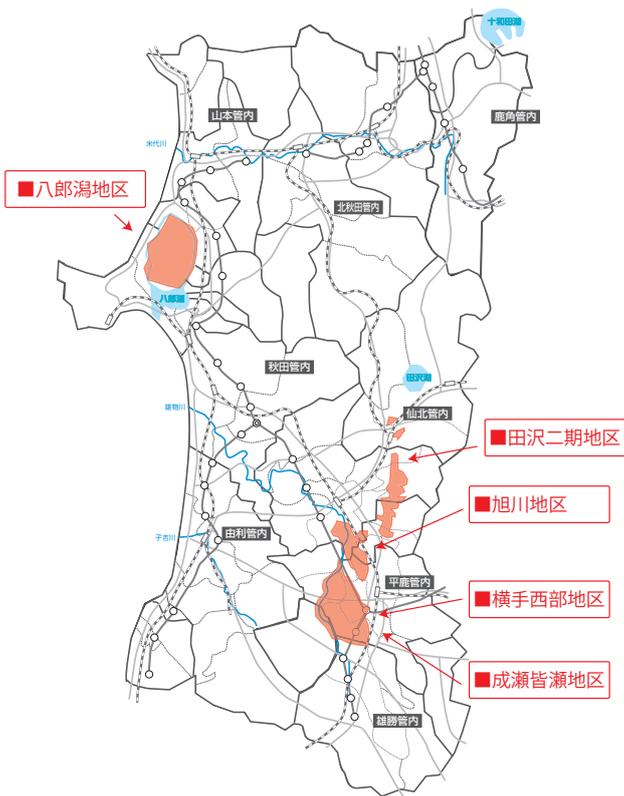


抱返頭首工（施工後）



第二田沢幹線用水路（施工後）

### 事業実施位置図・地区概要



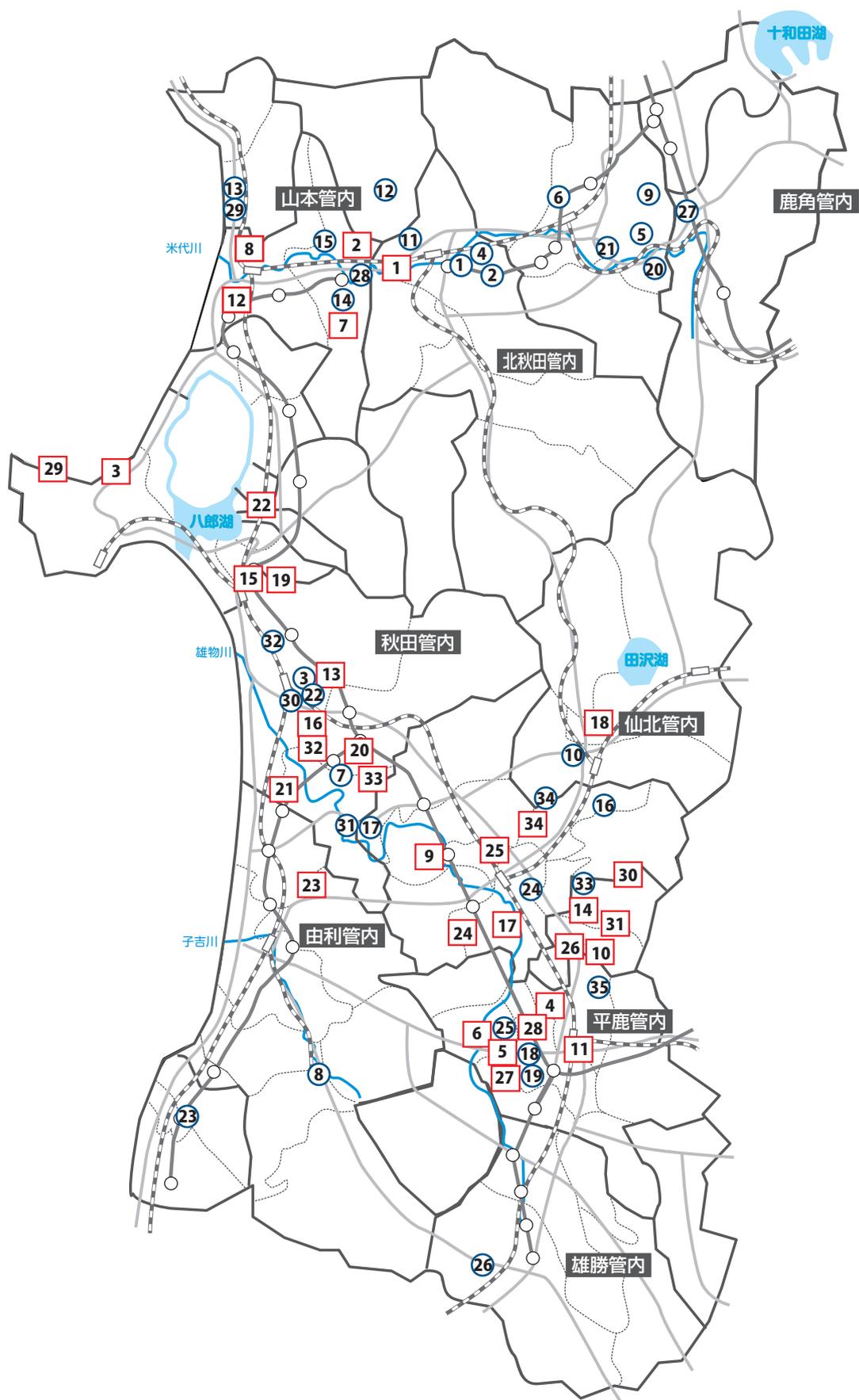
地区名	受益面積	工期	主要工事	総事業費 (億円)
横手西部	9,102ha 横手市(9,086ha) 大仙市(16ha)	H24～R6 (計画変更を予定)	幹線用排水路8路線 48.2km	336 (計画変更を予定)
旭川	3,159 ha 横手市(1,906ha) 大仙市(408ha) 美郷町(845ha)	H28～R9	あいののダム 1か所 頭首工 3か所 (新一の堰、新上堰、大戸川) 幹線用水路4路線 16.7km 水管理施設 1式	189
成瀬皆瀬	10,060 ha 横手市(9,536ha) 湯沢市(508ha) 大仙市(16 ha)	R1～R11	皆瀬取水塔 1か所 幹線用水路2路線 3.0km (成瀬1号、皆瀬3号)	93
八郎潟	11,733 ha 大潟村(11,733ha)	R3～R24	取入口 5か所 幹線用水路33路線 93.6km 幹線排水路23路線 11.1km (沈砂池 21か所) 水管理施設 1式	488
田沢二期	4,697ha 大仙市(1,831ha) 仙北市(604ha) 美郷町(2,262ha)	H23～R6	抱返頭首工 1か所 神代右岸取水口 1か所 第二田沢取水口 1か所 幹線用水路3路線 52.5km 支線用水路2路線 1.3km 水管理施設 1式	192

# 8 主な事業実施地区一覧表・位置図

## (1) ほ場整備事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	関係団体	受益面積 (ha)	工期		事業量	事業費(千円)
					着工	完了		
農地集積加速化基盤整備事業								
1	下田平能	代市	二ツ井町土改区	96	H25	R7	区画整理 A=96ha	3,299,000
2	荷上場	代市	二ツ井町土改区	64	H27	R6	区画整理 A=64ha	1,527,000
3	五里合	鹿市	男鹿市五里合土改区	245	H27	R6	区画整理 A=245ha	6,769,000
4	横手横	手市	秋田県南旭川水系土改区	341	H27	R7	区画整理 A=341ha	6,114,000
5	田鹿高植	手市	秋田県雄物川筋土改区	218	H27	R7	区画整理 A=218ha	4,283,000
6	平鹿高植	手市	秋田県雄物川筋土改区	140	H27	R6	区画整理 A=140ha	2,687,000
7	小掛・鬼神	代市	二ツ井町土改区	25	H28	R7	区画整理 A=25ha	838,000
8	東雲原	代市	秋田県能代地区土改区	152	H28	R9	区画整理 A=144ha 他	4,268,000
9	六合大	仙市	秋田県西仙北土改区	76	H28	R6	区画整理 A=76ha	3,080,000
10	金沢合	郷町・横手市	秋田県仙南土改区	405	H28	R7	かん排 L=80km 他	5,465,000
11	栄東部	横手市	秋田県南旭川水系土改区	132	H28	R6	区画整理 A=132ha	2,987,000
12	河戸川・浅内	能代市	能代市南土改区	251	H29	R8	区画整理 A=251ha	7,198,000
13	大戸百崎	秋田市	秋田市上北手小山田土改区	35	H29	R7	区画整理 A=22ha 他	720,000
14	畑屋中央	美郷町・大仙市	美郷町千畑・秋田県田沢疏水・秋田県仙北平野土改区	274	H29	R6	区画整理 A=274ha	6,419,000
15	金足西部	秋田市	新城川土改区	229	H30	R7	区画整理 A=229ha	6,691,000
16	四ツ小屋北	秋田市	仁井田堰土改区	159	H30	R7	区画整理 A=159ha	3,661,000
17	内小友東	大仙市・横手市	山城水系・大仙市大曲土改区	196	H30	R7	区画整理 A=196ha	4,092,000
18	神代	仙北市	仙北市神代土改区	289	H30	R8	区画整理 A=273ha 他	8,257,000
19	金足東部	秋田市	新城川土改区	169	R1	R7	区画整理 A=169ha	4,245,000
20	畑谷	秋田市	河辺郡芝野堰土改区	123	R1	R7	区画整理 A=123ha	3,129,000
21	下黒瀬	秋田市	雄和中央土改区	118	R1	R7	区画整理 A=118ha	2,759,000
22	高岳	五城目町・八郎湯町	戸村土改区	91	R1	R7	区画整理 A=91ha	2,812,000
23	松ヶ崎	由利本荘市	由利本荘市土改区	42	R1	R7	区画整理 A=42ha	1,736,000
24	内小友西	大仙市	大仙市大曲・山城水系土改区	157	R1	R6	区画整理 A=157ha	4,240,000
25	宮田福島	大仙市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	58	R1	R7	区画整理 A=58ha	1,303,000
26	鍵田南谷地	美郷町	秋田県仙北平野土改区	62	R1	R7	区画整理 A=62ha	1,485,000
27	浅舞北部	横手市	秋田県雄物川筋土改区	266	R1	R7	区画整理 A=266ha	5,240,000
28	下福田	横手市	秋田県雄物川筋土改区	37	R1	R6	区画整理 A=37ha	760,000
29	野村	男鹿市	男鹿市土改区	45	R2	R7	区画整理 A=45ha	1,291,000
30	太田南部	大仙市・美郷町	秋田県田沢疏水・秋田県仙北平野	347	R2	R8	区画整理 A=347ha	6,762,000
31	明田地野	美郷町	秋田県田沢疏水土改区	113	R2	R7	区画整理 A=113ha	2,907,000
32	四ツ小屋南	秋田市	仁井田堰土改区	162	R3	R8	区画整理 A=162ha	3,910,000
33	戸島	秋田市	河辺郡芝野堰土改区	103	R3	R8	区画整理 A=103ha	2,934,000
34	杉沢柳沢	大仙市	秋田県西仙北土改区	67	R3	R8	区画整理 A=67ha	2,579,000
計	34地区			5,286				126,447,000
農地中間管理機構関連ほ場整備事業								
1	堂ヶ岱	北秋田市	北秋田市土改区	22	H30	R7	区画整理 A=22ha	610,000
2	大沢	北秋田市	北秋田市土改区	15	H30	R6	区画整理 A=15ha	466,000
3	十八石堰	秋田市	仁井田堰土改区	18	H30	R6	区画整理 A=18ha	544,000
4	高野尻	北秋田市	北秋田市土改区	30	R1	R6	区画整理 A=30ha	847,000
5	浦内川	大館市	大館市土改区	54	R2	R7	区画整理 A=54ha	1,955,000
6	下内川	大館市	大館市土改区	41	R2	R7	区画整理 A=41ha	1,066,000
7	鹿野戸沖	秋田市	河辺郡芝野堰土改区	15	R2	R7	区画整理 A=15ha	471,000
8	小坂戸	由利本荘市	由利本荘市矢島町土改区	24	R2	R7	区画整理 A=24ha	949,000
9	雪沢	大館市	大館市土改区	21	R3	R8	区画整理 A=21ha	683,000
10	中川	仙北市	仙北市角館町土改区	82	R3	R8	区画整理 A=82ha	2,485,000
11	今泉	北秋田市	北秋田市土改区	25	R4	R9	区画整理 A=25ha	772,000
12	矢坂上野	藤里町	藤里町	12	R4	R9	区画整理 A=12ha	290,000
13	田中野	八峰町	八峰町沼田土改区	11	R4	R9	区画整理 A=11ha	273,000
14	二ツ井	能代市	二ツ井白神土改区	35	R4	R9	区画整理 A=35ha	1,044,000
15	種柳	能代市	能代市種土改区	15	R4	R9	区画整理 A=15ha	480,000
16	新興	大仙市	秋田県田沢疏水土改区	92	R4	R9	区画整理 A=92ha	1,766,000
17	西台	大仙市	秋田県協和土改区	23	R4	R9	区画整理 A=23ha	535,000
18	平鹿蟹	横手市	秋田県雄物川筋土改区	38	R4	R9	区画整理 A=38ha	957,000
19	朴田荒	横手市	秋田県雄物川筋土改区	41	R4	R9	区画整理 A=41ha	1,033,000
20	別所中山	大館市	大館市土改区	28	R5	R10	区画整理 A=28ha	904,000
21	曲田中	大館市	大館市土改区	49	R5	R10	区画整理 A=49ha	1,403,000
22	仁井田東	秋田市	仁井田堰土改区	83	R5	R10	区画整理 A=83ha	2,162,000
23	象湯前川	にかほ市	にかほ市土改区	199	R5	R11	区画整理 A=199ha	7,131,000
24	花館高岡	大仙市	秋田県仙北平野土改区	47	R5	R10	区画整理 A=47ha 他	1,356,000
25	下吉	横手市	秋田県雄物川筋土改区	49	R5	R10	区画整理 A=49ha	1,408,000
26	上院内	湯沢市	湯沢雄勝土改区	27	R5	R10	区画整理 A=27ha	863,000
27	毛馬内	鹿角市	かづの土改区	65	R6	R11	区画整理 A=65ha	1,956,000
28	麻生	能代市	二ツ井町土改区	18	R6	R11	区画整理 A=18ha	640,000
29	沼田田	八峰町	八峰町沼田土改区	69	R6	R14	区画整理 A=69ha 他	2,337,000
30	仁井田西	秋田市	仁井田堰土改区	92	R6	R11	区画整理 A=92ha	2,987,000
31	高野三郡	秋田市・大仙市	左手子土改区	57	R6	R11	区画整理 A=51ha 他	2,127,000
32	飯島北	秋田市	新城川土改区	146	R6	R12	区画整理 A=145ha 他	4,152,000
33	戸地谷	大仙市	秋田県仙北平野土改区	48	R6	R11	区画整理 A=48ha	1,141,000
34	大瀬蔵	仙北市	仙北市角館町土改区	48	R6	R11	区画整理 A=48ha	1,532,000
35	みたけ	横手市	秋田県南旭川水系土改区	6	R6	R11	区画整理 A=6ha	224,000
計	35地区			1,642				49,549,000
合計	69地区			6,929				175,996,000

# 事業実施位置図

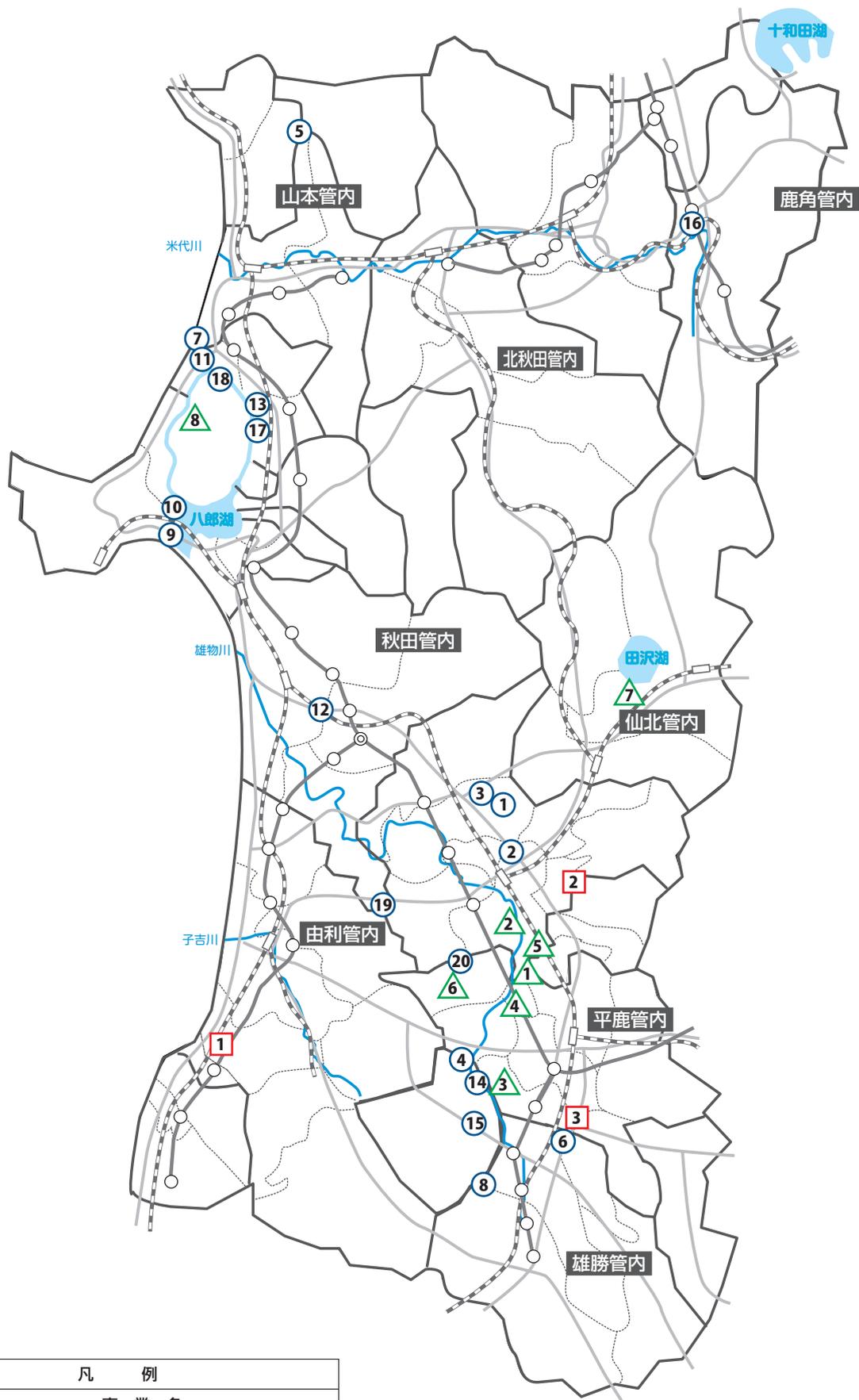


凡 例	
記号	事業名
□	農地集積加速化基盤整備事業
○	農地中間管理機構関連ほ場整備事業

## (2) 水利整備事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	負担団体	受益面積 (ha)	工期		全 体	
					着工	完了	事業量	事業費(千円)
基幹水利施設ストックマネジメント事業								
1	松倉堰1期	大 仙 市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	1,502	R1	R6	用水路整備補修 1式	990,000
2	仙北平野2期	大仙市、仙北市、美郷町	秋田県仙北平野土改区	7,189	R1	R6	用排水路整備補修 1式	376,000
3	松倉堰2期	大 仙 市	大仙市神宮寺松倉堰土改区	1,771	R2	R6	用排水路整備補修 1式	704,000
4	大森2期	横 手 市	山城水系土改区	251	R2	R5	用水路整備補修 1式	275,400
5	峰 浜 4	八 峰 町	八 峰 町	438	R3	R5	防災ダム設備補修 1式	380,000
6	黒坂堰	湯沢市、横手市	湯沢雄勝土改区	203	R3	R6	用水路整備補修 1式	163,000
7	浅内南部2期	三 種 町	三 種 町 土 改 区	80	R4	R7	揚水機場補修 1式	190,000
8	中屋敷2	湯 沢 市	湯 沢 雄 勝 土 改 区	22	R4	R7	用水路整備補修 1式	261,000
9	八郎潟1	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	12,810	R4	R7	防潮水門(遠隔操作設備) 1式	336,000
10	八郎潟2	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	11,760	R4	R9	排水機場補修 1式	809,000
11	浜 田	三 種 町	三種町浜口土地改良区	228	R5	R7	揚水機場補修 1式	158,000
12	四ツ小屋	秋 田 市	仁井田堰土地改良区	48	R5	R7	用水路整備補修 1式	83,000
13	八郎潟3	大 潟 村	大 潟 土 改 区	11,760	R5	R7	排水機場補修 1式	223,000
14	開三ヶ村2期	横 手 市	雄物川筋土地改良区	303	R5	R7	送水管整備補修 1式	310,000
15	大 戸	羽 後 町	湯 沢 雄 勝 土 改 区	155	R5	R7	送水管整備補修 1式	90,000
16	末広堰	鹿 角 市	かづの土地改良区	108	R6	R9	用水路整備補修 1式	203,000
17	八郎潟4	大 潟 村	大 潟 土 改 区	11,760	R6	R10	排水機場補修 1式	880,000
18	八郎潟5	大 潟 村 ほか	大 潟 土 改 区 ほか	12,810	R6	R7	排水機場補修 1式	120,000
19	南外ダム	大 仙 市	大 仙 市	330	R6	R7	防災ダム設備補修 1式	185,000
20	八柏堰	横 手 市	雄物川筋土地改良区	111	R6	R11	用水路整備補修 1式	314,000
計	20地区			73,639				7,050,400
小水力発電施設整備								
1	上 中	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市 土 改 区	-	H30	R5	発電設備1式	302,000
2	仙平太田斉内	大仙市、仙北市、美郷町	秋田県仙北平野土改区	-	R2	R5	発電設備1式	330,000
3	雄物川筋 十字	横 手 市	秋田県雄物川筋土改区	-	R6	R11	発電設備1式	402,000
計	3地区							1,034,000
かんがい排水事業								
1	蛭野・角 間川堰	横手市、大仙市	秋田県雄物川筋土改区 大仙市大曲土改区	1,143	H30	R6	排水路整備補修 1式	1,516,000
2	大戸川	大仙市、横手市	大仙市大曲土改区 秋田県南旭川水系土改区	482	R1	R8	用水路整備補修 1式	3,310,000
3	横手西部	横 手 市	秋田県雄物川筋土改区	731	R3	R10	排水路整備補修 1式	2,221,000
4	四の堰	横 手 市	秋田県南旭川水系土改区	291	R4	R8	用水路整備補修 1式	657,000
5	下堰・ 三百石堰	美郷町、大仙市	秋田県南旭川水系土改区	549	R5	R9	用水路整備補修 1式	1,715,000
6	沼 館	横 手 市	秋田県雄物川筋土改区	848	R6	R18	用水路整備補修 1式	2,460,000
7	若松堰	仙 北 市	仙北市田沢湖若松堰土地改良区	64	R6	R11	用水路整備補修 1式	489,000
8	八郎潟第一	大 潟 村	大 潟 土 地 改 良 区	160	R6	R11	用水路整備補修 1式	930,000
計	8地区			4,268				13,298,000

# 事業実施位置図

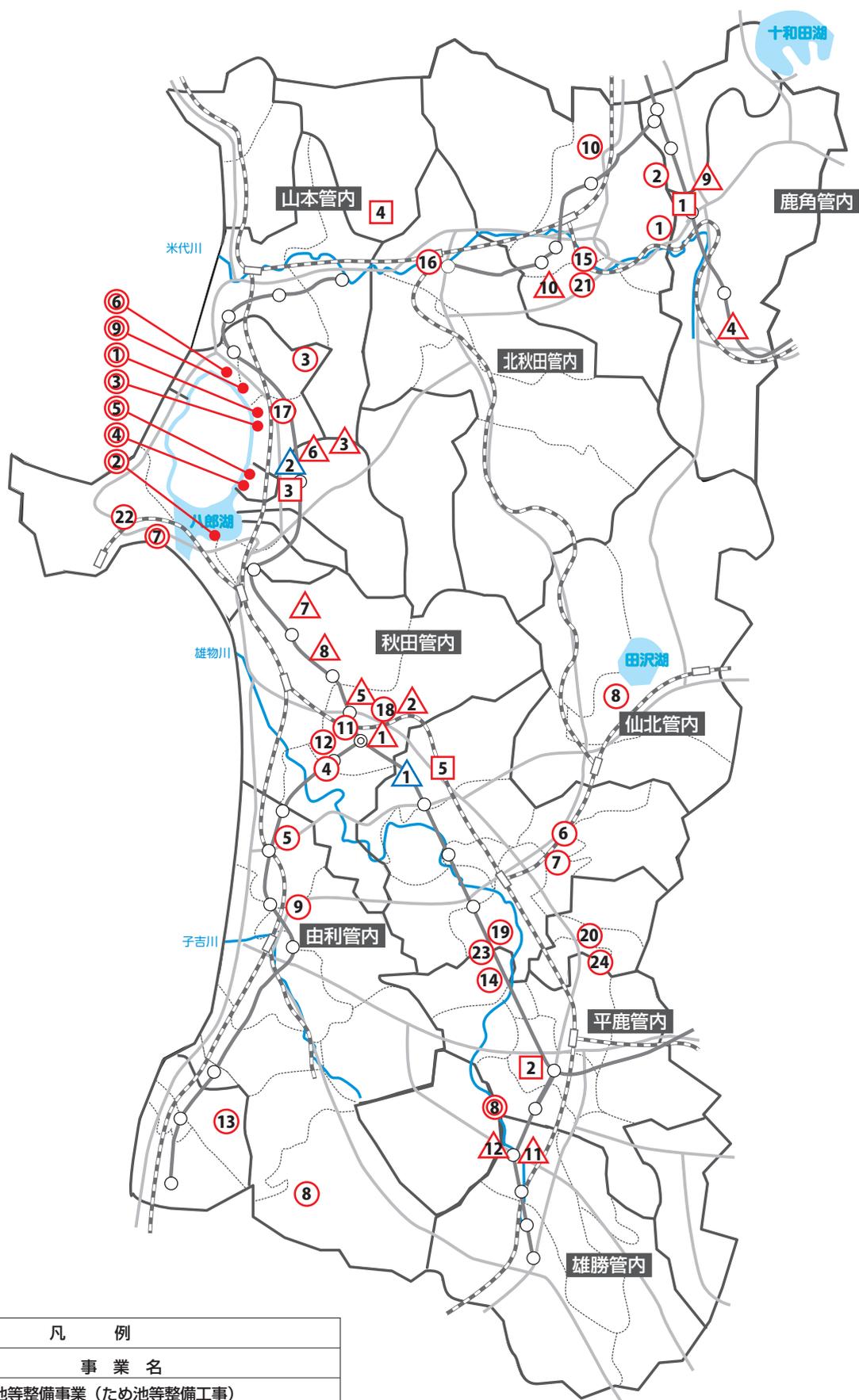


凡 例	
記号	事業名
○	基幹水利施設ストックマネジメント事業
□	小水力発電施設整備事業
△	かんがい排水事業

### (3) 防災・減災事業【事業実施地区一覧】

番号	地区名	関係市町村	関係団体	受益面積 (ha)	工期		全 体	
					着工	完了	事業量	事業費(千円)
ため池等整備事業・ため池等整備工事								
1	柄 沢	大 館 市	大 館 市 土 改 区	43	H30	R8	ため池整備1式	790,000
2	中 池	大 館 市	大 館 市 土 改 区	26	H30	R7	ため池整備1式	606,000
3	小 堤	三 種 町	山本郡三種町下岩川土改区	6	R1	R6	ため池整備1式	214,000
4	西の沢第1	秋 田 市	雄 和 土 改 区	21	R1	R7	ため池整備1式	321,000
5	岩城芹沢	由 利 本 荘 市	上 蛇 田 水 利 組 合	45	R1	R7	ため池整備1式	619,000
6	蓬 沢	大 仙 市	蓬 沢 用 水 水 利 組 合	21	R2	R6	ため池整備1式	290,000
7	明 通	大 仙 市	大 神 成 水 利 組 合	6	R2	R6	ため池整備1式	220,000
8	郷 具	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市 土 改 区	20	R2	R9	ため池整備1式	700,000
9	滝 ノ 沢	由 利 本 荘 市	由 利 本 荘 市 土 改 区	56	R2	R7	ため池整備1式	735,000
10	大 堤	大 館 市	大 館 市 土 改 区	23	R2	R8	ため池整備1式	304,000
11	大 沢 口	秋 田 市	河 辺 郡 芝 野 堰 土 改 区	13	R2	R7	ため池整備1式	238,000
12	黒 瀬 沢	秋 田 市	雄 和 中 央 土 改 区	60	R3	R7	ため池整備1式	795,000
13	長谷地2号	に か ほ 市	に か ほ 市	21	R3	R8	ため池整備1式	372,000
14	大森新堤	横 手 市	横 手 市	12	R3	R7	ため池整備1式	289,000
15	家の後	大 館 市	曲 田 水 利 組 合	20	R5	R9	ため池整備1式	450,000
16	堂ヶ岱大堤	北 秋 田 市	北 秋 田 市 土 改 区	16	R5	R7	ため池整備1式	261,000
17	山谷沢見第3	三 種 町	大 堤 水 利 組 合	25	R5	R9	ため池整備1式	488,000
18	五郎谷地第一	秋 田 市	五 郎 谷 地 水 利 組 合	20	R5	R9	ため池整備1式	259,000
19	内小友中沢	大 仙 市	大 仙 市 大 曲 土 改 区	10	R5	R10	ため池整備1式	304,000
20	金 沢 4	美 郷 町	秋 田 県 仙 南 土 改 区	88	R5	R10	ため池整備1式	480,000
21	比内五日市	大 館 市	大 館 市 土 改 区	9	R6	R12	ため池整備1式	450,000
22	延 命 寺	男 鹿 市	男 鹿 市 土 改 区	57	R6	R10	ため池整備1式	811,000
23	内小友明通	大 仙 市	大 仙 市 大 曲 土 改 区	75	R6	R11	ため池整備1式	694,000
24	金 沢 9	美 郷 町 ・ 横 手 市	秋 田 県 仙 南 土 改 区	234	R6	R13	ため池整備1式	966,000
計	24 地区			927				11,656,000
ため池等整備事業・用排水施設整備工事								
1	花 輪 大 堰	鹿 角 市	鹿 角 市	424	H29	R8	用排水路改修1式	1,970,000
2	大屋沼寺内	横 手 市	秋 田 県 雄 物 川 筋 土 改 区	108	H30	R7	用排水路改修1式	2,166,000
3	真 崎 堰	潟上市、五城目町、井川町	馬 場 目 川 水 系 土 改 区	748	R2	R7	用排水路改修1式	932,000
4	市川堰3期	能 代 市 ・ 藤 里 町	二 ツ 井 白 神 土 改 区	295	R3	R8	用排水路改修1式	1,767,000
5	宗谷堰3期	大 仙 市	秋 田 県 協 和 土 改 区	77	R4	R8	法面工1式	142,000
計	5 地区			1,652				6,977,000
ため池等整備事業・湛水防除工事								
1	琴 丘 南	三 種 町	琴 丘 土 改 区	105	R1	R6	排水機場改修1式	914,000
2	天 王 東	潟 上 市	潟 上 市 天 王 土 改 区	282	R1	R8	排水機場改修1式	2,348,000
3	真 坂	八 郎 潟 町	八 郎 潟 土 改 区	85	R1	R7	排水機場改修1式	910,000
4	浜 井 川	潟 上 市 ・ 井 川 町	井 川 町 土 改 区	50	R1	R9	排水機場改修1式	1,800,000
5	今 戸	井 川 町 ・ 五 城 目 町	井 川 町 土 改 区	85	R2	R8	排水機場改修1式	1,110,000
6	久 米 岡	三 種 町	三 種 町 土 改 区	122	R3	R11	排水機場改修1式	1,900,000
7	八 西 第一	男 鹿 市	男 鹿 市 土 改 区	82	R5	R11	排水機場改修1式	1,851,000
8	嶋 田 新 田	羽 後 町	湯 沢 雄 勝 土 改 区	49	R5	R12	排水機場改修1式	783,000
9	富 岡	三 種 町	三 種 町 土 改 区	63	R6	R13	排水機場改修1式	1,970,000
計	9 地区			921				13,586,000
ため池等整備事業・農業用河川工作物応急対策工事								
1	滝 沢 堰	秋 田 市	河 辺 土 改 区	71	R2	R7	頭首工改修1式	397,000
2	和 田	秋 田 市	河 辺 土 改 区	278	R2	R7	頭首工改修1式	392,000
3	身 の 淵	五 城 目 町	戸 村 土 改 区	116	R2	R6	頭首工改修1式	412,000
4	一 の 渡	鹿 角 市	か づ の 土 改 区	98	R3	R7	頭首工改修1式	711,000
5	猿 田 川	秋 田 市	秋 田 市 上 北 手 猿 田 土 改 区	20	R3	R7	頭首工改修1式	451,000
6	山 内	五 城 目 町	山 内 土 地 改 良 組 合	8	R3	R6	頭首工改修1式	75,000
7	保 多 野	秋 田 市	秋 田 市 上 新 城 土 改 区	12	R4	R8	頭首工改修1式	231,000
8	石 神	秋 田 市	秋 田 市 孫 左 衛 門 堰 土 改 区	51	R4	R8	頭首工改修1式	270,000
9	十 和 田 南	鹿 角 市	か づ の 土 改 区	108	R5	R9	頭首工改修1式	528,000
10	向 田	大 館 市	大 館 市 土 改 区	50	R5	R9	頭首工改修1式	420,000
11	上 野 堰	湯 沢 市	湯 沢 雄 勝 土 改 区	10	R5	R9	頭首工改修1式	276,000
12	松 岡	羽 後 町 ・ 湯 沢 市	湯 沢 雄 勝 土 改 区	155	R6	R8	頭首工改修1式	72,000
計	12 地区			976				4,235,000
特定農業用管水路等特別対策事業								
1	西 台	大 仙 市		20	R4	R7	管水路工1式	252,000
2	野 田	五 城 目 町 ・ 八 郎 潟 町		232	R6	R8	揚水機場工1式	135,000
計	2 地区			252				387,000

# 事業実施位置図



凡 例	
記号	事業名
○	ため池等整備事業（ため池等整備工事）
□	ため池等整備事業（用排水施設整備工事）
◎	ため池等整備事業（湛水防除工事）
△	ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策工事）
△	特定農業用管水路等特別対策事業

# 9 ピックアップ

## ピックアップⅠ スマート農業の実装を可能とする基盤整備の推進

農業従事者の高齢化や減少による労働力不足が顕在化する中、スマート農業に対する取組は、作業効率の向上や生産コストの削減等、様々な効果が期待されており、県内外において推進されています。

秋田県では、スマート技術の導入を各地域における営農形態や地形、取水方式等の各種条件に応じて適正に実施するため、基盤整備事業実施中の県内3箇所のモデル地区においてスマート技術の検証を行い、その検証結果等を基に「スマート農業を支える基盤整備指針」を策定しました。

○対象とするスマート技術

(自動走行農機、遠隔操作型給水栓、トラクター搭載型草刈機)



自動操舵トラクター



遠隔操作型給水栓  
(パイプライン用)



急傾斜地での  
アーム式モアによる草刈り

## ピックアップⅡ 秋田県内における田んぼダムの取組状況

近年、局地的な豪雨の頻発化・激甚化が見受けられ、災害に対するリスクが高まっています。これに対し、従来、防災ダムや河川堤防の強化などのハード面の対策に加え、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わる関係者によるソフト面の協働も含め、一体的に豪雨対策を行う「流域治水」の取組が進められています。

このような中、農業分野においては、水田の多面的機能の一つである雨水貯留効果による洪水防止機能を活かした「田んぼダム」の取組が推進されています。

秋田県では、田んぼダムの取組を導入し、継続的に実施するうえで、地域における話し合いの基礎となる情報や基本的な考え方をとりまとめ、令和5年6月「秋田県田んぼダム技術マニュアル」を策定し推進しています。



大規模な降雨

堰板や小さな穴の開いた調整板の設置によって、水田に降った雨水が時間をかけてゆっくりと排水



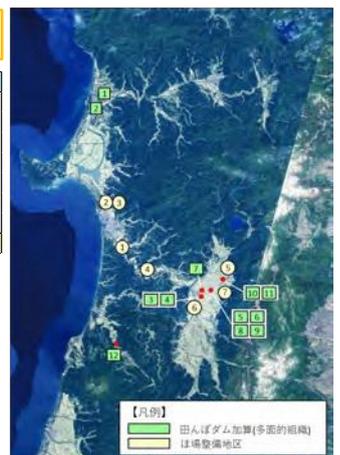
【効果】

水路や河川の急激な水位上昇を抑制

### 秋田県内における田んぼダムの取組状況 (令和6年3月末時点)

田んぼダム加算 (多面的組織) の取組状況				
市町村	番号	地区名	R5面積	
能代市	1	東雲原	約140ha	
	2	浅内		
大仙市	3	中野口	約1,900ha	
	4	下板田		
	5	高梨		
	6	横堀		
	7	四ツ屋		
	8	堀板		
	9	仙北西		
	10	大田		
	11	東部		
	12	小坂戸		
	由利本荘市	13		小坂戸
田んぼダム加算 (多面的組織) 計			約2,060ha	

ほ場整備地区等の取組状況				
市町村	番号	地区名	R5面積	
秋田市	1	四ツ小屋北	約120ha	
	2	金足西部		
	3	金足東部		
大仙市	4	下淀川	約120ha	
	5	齊内		
大仙市・奥手市	6	内小友東部		
奥手市・大仙市	7	畑屋中央		
ほ場整備地区 計			約120ha	



【凡例】

田んぼダム加算(多面的組織)  
ほ場整備地区

※ これら田んぼダム加算・ほ場整備地区以外で、大湯村では、別途約830haで田んぼダムの取組を実施  
〔面積については、補助事業や市町村からの聞き取りを通じ、秋田県において把握した値〕

## ピックアップⅢ 未来へつなぐ元気な農山村創造事業

農産物に限らない、景観、文化などの多様な地域資源を活用した、地域に賑わいをもたらすアイデア溢れるビジネスの創出を支援し、秋田の農山村を活性化します！

### STEP0 協議会設立

農林漁業者に加え、多様な人材（小売業者、観光業者、加工・飲食業者など）が参画した協議会を設立

### STEP 1 元気な農山村創造プラン策定事業

地域資源を活用した「新たなビジネスの創出」を軸とした地域活性化を目指すプランを策定

#### 【支援内容】

- ワークショップの開催
- 先進地視察
- 秋田県農山漁村プロデューサー養成講座「AKITARISE」の受講 など

👉 プラン策定に必要な取組を支援！

#### 【プランの内容】

- 数年後の地域活性化ビジョン
- 取組による効果
- 将来ビジョンの達成に向けた今後の取組
- ビジネスの取組目標 など

### STEP 2 農山村発新ビジネス創出事業

元気な農山村創造プランに基づく、新たなビジネスの創出に必要な取組を支援

#### 【支援内容】

- 施設・機械等の整備
- 作物の試験栽培・新商品の試作や販売
- ビジネス創出のための施設整備
- マーケティング活動 など

#### 【支援対象となるビジネスの範囲】

- 地域特産物のブランド化  
⇒2次・3次産業との連携による地域ならではの付加価値の高い特産物づくり
- 新ビジネス  
⇒地域資源と他分野との組み合わせによるビジネス

## 【事業を活用した2地域における取組内容】

### 北秋田市大阿仁地域

～秋田内陸線「比立内駅舎」を活用した地域活性化～

#### ○取組内容

- ・地域特産物の加工・販売所の整備による賑わいの創出
- ・がっこ加工技術の継承など、地元食文化の保全・継承に向けた学びの場の創出
- ・駅舎をコワーキングスペース、カフェ&バーとして活用し、交流の場を創出



整備したがっこステーション（比立内駅舎）



### にかほ市横岡地域

～ゲストハウスを交流拠点とした地域活性化～

#### ○取組内容

- ・古民家を活用したゲストハウス整備による交流の場の創出
- ・地域特産物「横岡そば」などを生かした商品開発、体験メニューの提供
- ・日本型直払(多面、中山間)活動組織と連携した農用地保全



古民家を活用したゲストハウス



## ピックアップⅣ 土地改良区における男女共同参画の推進支援

### ○男女共同参画基本計画と土地改良長期計画における成果目標

令和2年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画において、令和7年度までに土地改良区等の理事に占める女性の割合を10%とし、女性理事が登用されていない組織数を0とする成果目標が示された。また、令和3年3月に閣議決定された土地改良長期計画においては、令和7年度までに女性理事の割合を10%以上とする成果目標が示された。

### ○推進体制

#### 【土地改良区運営基盤強化協議会】

土地改良長期計画に基づき当県において、令和4年3月に関係機関が連携して土地改良区を支援する「土地改良区運営基盤強化協議会」を設置し、土地改良区における女性理事登用を主要テーマとした。

#### 【男女共同参画推進チーム／ワーキンググループ】

本県における土地改良区の男女共同参画を推進するためのチームとして、令和4年10月28日に設置し、具体的な政策等について検討している。

### ○令和6年度に新規事業を創設

#### 【事業の概要】

実施主体：秋田県土地改良事業団体連合会

予算：4,664千円（補助率：県1/2、土地連1/2）

主な取組：女性理事を登用した土地改良区への支援金

役員向け各種講習会・就労相談窓口の設置

## 大潟土地改良区における、女性理事の登用事例

大潟土地改良区に令和5年10月から女性の員外理事が登用され、インタビューをさせていただきました。



まつゆき てるみ  
松雪 照美さん

- 出身：佐賀県鳥栖市
- 両親が入植（S46第4次入植）
- 大潟村教育委員、大潟村教育委員長、大潟村教育長職務代理者を計12年
- 令和3年度地方教育行政功労者表彰を受賞
- 「大潟書道塾」経営（20年経過）

#### 大潟土地改良区

- 住所 南秋田郡大潟村 字中央 3-9
- 面積 11,764ha
- 組合員 1,257人
- 理事 12人（うち女性1人）
- 監事 3人



（左から今野理事長、松雷理事、金谷事務局長）

Q.1

土地改良区の理事になってほしいと依頼があった際の率直なお気持ちをお聞かせ下さい。

正直、私で良いのかと思いました。

12年間、教育委員長、教育長職務代理者として学校教育、社会教育に関わっていましたので、畑違いということも少しは考えましたが、村の水管理については、水質であったり、大変興味がありました。また、学校教育でも水の学習を取り入れており、そのようなところにも立ち会ったことがありましたので、新たに学ぶ機会をいただけたと思って頑張ろうと思いました。

Q.2

これから理事としての抱負や決意などをお聞かせください。

せっかく理事としての大きな役割をいただきましたので、男性、女性の区別無く仕事を果たしていきたいと思っています。

理事長始め、職員の伝聞情報にも常にアンテナを張り、組合員の方々の仕事の効率化の手助けにも繋がるよう研鑽を積んでいきたいと思っています。

# ピックアップV 食料・農業・農村基本法の改正を契機にした「施設保全管理分科会」の設立

## ○食料・農業・農村基本法とは

農政の基本理念や政策の方向性を示すもので、国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展を図ることを目的としています。

## ○改正の背景

制定からおよそ四半世紀が経過し、昨今では、世界的な食料情勢の変化に伴う食料安全保障上のリスクの高まり等、我が国の農業を取り巻く情勢が制定時には想定されなかったレベルで変化しています。こうした情勢の変化を踏まえ、令和6年6月5日に改正されました。

## ○改正の内容

農業生産基盤については、「～農地の区画の拡大、水田の汎用化及び畑地化、農業用排水施設の機能の維持増進その他の農業生産の基盤の整備及び保全に必要な施策を講ずるものとする」として、「保全」という言葉が追加されました。この「保全」という言葉には、農業水利システムの機能維持に必要な補修・補強などの工事や、土砂上げ・草刈りなどの管理活動に類する内容、また用水配分など農業水利システムの機能を発揮させるための操作を含んでいると解されます。

## ○改正を契機にした「施設保全管理分科会」の設立

本県では、法改正を踏まえて今後の農業用排水施設の保全管理に資するよう「施設保全管理分科会」を設立し、県、秋田県土地改良事業団体連合会、土地改良区等と連携し、農業水利システムを取りまとめた資料「秋田の農業水利」の作成に取り組んでいます。

## ○主な掲載内容

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 1. 土地改良区の概要     | 4. 農業水利施設の管理方法 ※作成時の重点事項  |
| 2. 農業水利施設の位置・諸元 | 5. 施設の維持保全（多面的機能支払交付金の活用） |
| 3. 用水系統         | 6. 土地改良区の合併の歴史            |

## ○現場把握の様子



現地調査の様子



幹線水路の分水箇所全てを現地で確認し、各施設の管理方法を把握

## ○「秋田の農業水利」作成例



土地改良区の概要



農業水利施設の管理方法

## ピックアップVI

### 〈災害復旧支援関連〉 災害時等における農業用排水機能を確保するための応急対策

#### サイホン式簡易放水装置の導入について

近年の災害では、ため池の被災が多く発生している状況であり、増破・決壊防止のために管理者においては、徹底した低水管理等の対応が求められおります。県では、低水管理をするための支援を主な目的として、令和6年3月に無動力の放水装置合計3台を3事務所（北秋田・由利・平鹿）に配置し運用しています。

なお、使用目的はため池の増破防止以外（ため池調査のための落水等）でも可能ですが、災害時の対応が優先されることを御承知おきください。

#### 稼働状況

令和6年5月16日、馬場目川水系土地改良区からの要請により、袖ヶ沢ため池において、斜樋ゲートの故障により取水不能となったため、当県職員が設置し用水を確保したことにより、農作物被害の軽減を図った。



設置要望がある場合は、最寄りの地域振興局農林部農村整備課ふる里づくりチームまで御連絡をお願いします。

#### 災害時等農業用排水機能確保支援事業を活用した応急対策

県では、燃料等の価格が高騰する中、災害時や渇水時などの有事の際には、迅速な対応により農作物被害の軽減を図るとともに、農業者が負担するトータルコストを低減するため、令和4年6月に災害時農業用排水機能確保支援事業を創設し、応急用ポンプ設備の導入を支援しました。

秋田県土地改良事業団体連合会では、事業を活用して応急ポンプ9台を3事務所に配置し、令和5年4月から貸付を開始しています。

**応急ポンプ規格:口径200mm、全揚程10m。1台あたりの揚水量は4 $\text{m}^3/\text{m}$ (0.067 $\text{m}^3/\text{s}$ )、かんがい面積で概ね20haに用水供給可能。**

#### 通水量不足を解消

令和6年6月、八峰町の峰浜土地改良区から要請を受け、仮設コルゲート管の上下流をバイパス接続。水路上流部に滞留した用水を下流水路に送水して、かんがい用水の安定供給を実現しました。

※機材設置は地元土地改良区のほか、山本地域振興局農林部農村整備課の方々からご協力いただきました。

応急ポンプの貸付については、秋田県土地改良事業団体連合会管理情報部(Tel:018-888-2722)に御相談ください。



## ピックアップⅦ

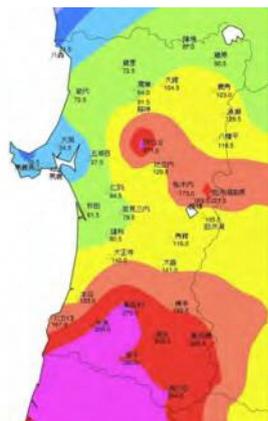
### 〈災害復旧支援関連〉 農地等の被害把握へ農業土木系職員を派遣

当県では、3年連続の記録的な大雨に見舞われ、多くの農地・農業用施設が被災しました。災害復旧に向けては、速やかな被害状況の把握が重要となるほか、農業用水の確保が困難な場合、営農へ支障がないよう速やかに応急対策を行う必要があります。

当県は、国（MAFF-SAT）と協力し、応援要請のあった市町村に対し、農業土木の専門知識を有する職員を派遣し協同支援を行っています。

また、被災した農地・農業用施設の復旧に当たっては、原形復旧とするだけでなく、改良復旧（再度災害の防止・生産性の向上等）も行っています。

※MAFF-SAT（マフサット）とは災害発生時に農林水産省から市町村等へ職員の派遣等を行う仕組み【農林水産省サポート・アドバイス・チーム】のこと



アメダス（単位ミリ）  
7月24日00時～26日24時

### 〈令和6年7月大雨の被災状況〉



ため池の被災（由利本荘市）



下流農地への土砂流入

### 〈災害復旧支援状況（被害状況の把握）〉



国（MAFF-SAT）との現地調査



市町村職員と被災箇所の把握



国（MAFF-SAT）による  
災害応急用ポンプの設置

### 〈改良復旧事例（揚水機場）〉

令和5年7月大雨により、電気設備が浸水したため、かさ上げを行った。



# 農業農村整備事業の

## 1 ほ場整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率 (%)			備考
			国	県	計	
農地集積加速化基盤整備事業 【農業生産基盤整備事業】 ＜県営＞	○ハード事業 ほ場や農業用排水施設等の整備又は再整備を行い、法人などの高度経営体へ農用地の面的集積を図る	(国の要件) ・以下事業の受益面積合計が20ha(10ha)以上 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除稈 ※(1)から(7)のうち2工種以上を実施 ※(3)、(5)は単独でも可 ・事業完了後30a以上の区画が2/3以上(但し、過疎・山振地域は30aを20aと読み替える) ・事業完了時において、担い手農地利用集積率が50%以上になることが確実と見込まれること	50 (55)	27.5 (27.5)	77.5 (82.5)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
農地中間管理機構関連ほ場整備事業 ＜県営＞	○ハード事業 担い手への農地集積・集約化を加速化するため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、区画整理等を行う	(国の要件) (1)事業対象農地の全てに農地中間管理機構が設定されていること又は農地中間管理機構が農業経営もしくは委託を受けている農地であること (2)事業対象農地面積：10ha(5ha)以上(事業対象農地を構成する各団地1ha(0.5ha)以上の連坦化した農地) (3)農地中間管理機構の設定期間が、事業計画の公告日から15年以上あること (4)事業完了5年以内に担い手の農地利用集積率及び農地集約化率がそれぞれ概ね50%ポイント以上向上すること (5)事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内(果樹は10年以内)に20%以上向上すること ・以下事業の基本要件 (1)農業用排水施設整備事業 (2)農道整備事業 (3)区画整理事業 (4)農用地造成 (5)暗渠排水事業 (6)客土事業 (7)除稈 ・事業完了後30a以上の区画が2/3以上(但し、過疎・山村地域は30aを20aに読み替える)	62.5	27.5	90	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
高度土地利用調整事業 1,3,4,5は＜県営＞ 2は＜団体営＞	○ソフト事業 1. 指導事業 ・土地利用調整及び農用地の利用集積を推進するための普及・指導活動 2. 調査・調整事業 ・関係農家の意向調査活動 ・土地利用調整活動 ・関係機関との調整等調査・調整活動 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体の面的集積向上率に応じて、促進費を交付 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体の農地集積割合等に応じて、促進費を交付 5. 耕地利用高度化推進事業 ・営農上支障となる湧水処理及び不陸均平 ・暗渠の維持管理 ・表流水の迅速な排除のための額縁明渠の施工 ・その他農地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動	・高度経営体もしくは中心経営体を目標年度までに1団体以上育成 ・1,2の限度額 受益面積ごとに区分する以下の基準額に実施年数を乗じた額 1. 指導事業 ・60ha未満 150千円 ・60ha以上200ha未満 200千円 ・200ha以上 400千円 2. 調査・調整事業 ・60ha未満 1,500千円 ・60ha以上200ha未満 2,000千円 ・200ha以上 4,000千円 3. 高度経営体面的集積促進事業 ・高度経営体面的集積向上率が15%以上向上すること ・法人面的集積率が50%以上となること 4. 中心経営体農地集積促進事業 ・中心経営体集積率が55%以上となること ・法人面的集積率が50%以上となること ※3,4の限度額は別表1参照 5. 耕地利用高度化推進事業 ・限度額：ハード総事業費の2%以内	50 (55) 【62.5】	50 (45) 【37.5】	100 (100) 【100】 50 (0) 【0】 50 (55) 【62.5】 50 (55) 【62.5】 50 (55) 【62.5】 50 (55) 【62.5】	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域 ※【 】内は、農地中間管理機構関連ほ場整備事業の場合 ※3,4の 県補助率は令和4年度以降採択地区は未定
高収益作物関連支援事業	【概要】 農地の大区画化・汎用化や担い手への農地集積・集約化とともに、稲作等から高収益作物への転換を推進する。 【定額支援メニュー】 ①ソフト事業 条件改善推進費、高収益作物転換推進費 【定率支援メニュー】 ①ハード事業 区画整理、暗渠排水、土層改良、農作業道等の整備 など ②ソフト事業 品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援 など	【事業対象】 ・農地集積加速化基盤整備事業、農地中間管理機構関連ほ場整備事業の調査計画地区及び実施地区を対象 【採択要件】 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・高収益作物転換促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2人以上 ・ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 【事業実施主体】 市町村、土地改良区等	定額 または 定率 50 (55)	定率 20	定額 または 定率 70 (75)	※( )内は、過疎・山振・特農・離島・半島・特豪・急傾斜の指定地域の場合

# 採 択 基 準 と 補 助 率

## 別表1 ほ場整備事業(ソフト事業)

事業名	農業経営高度化支援事業																																														
事業要件	<p>目標年度まで高度経営体もしくは中心経営体を1以上育成されることが確実と見込まれること。</p> <p>【高度経営体要件】</p> <p>①一定規模以上(4ha)の経営農用地を集積、利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者</p> <p>②市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保し、農地を利用し、かつ国環境規範を遵守する認定農業者</p> <p>③特定農業団体であって、7ha以上(中山間地域は4ha)の経営等農用地を集積するもの</p> <p>④品目別経営安定対策の対象者</p> <p>⑤市町村が特に認める担い手</p> <p>【中心経営体要件(R4まで)】</p> <p>人・農地プランにより位置づけられる「地域の中心となる経営体」である。ここで、人・農地プランとは、①人・農地問題解決推進事業実施要綱(平成24年2月8日付け23経営第2955号農林水産事務次官依命通知。以下「人・農地要綱」という。)第2の1に定める人・農地プラン(人・農地要綱別記1の人・農地プラン作成事業を利用せずと同要綱別記1に準じて作成したものを含む。)</p> <p>②地域農業経営再開復興支援事業実施要綱(平成23年11月21日付け23経営第2262号農林水産事務次官依命通知)第2の1に定める経営再開マスタープランをいう。</p> <p>【中心経営体要件(R5から)】</p> <p>地域計画の目標地図に位置付けられた者のうち、下記に該当する者</p> <p>①認定農業者</p> <p>②認定新規就農者</p> <p>③集落営農組織(農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第1号八に定める組織)</p> <p>④市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者</p> <p>⑤上記の他、市町村が認める者</p>																																														
①指導事業	都道府県が行う指導、助言、啓発普及活動に対する支援																																														
②調査・調整事業	土地改良区等が行う土地利用調整活動に対する支援																																														
③高度経営体面的集積促進事業 ※農地集積加速化基盤整備事業実施地区が対象	<p>高度経営体の面的集積向上率に応じて、促進費を交付</p> <p>要件</p> <p>・基本プラン(限度額=対象事業費×助成割合) 高度経営体面的集積向上率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高度経営体面的集積向上率</th> <th>助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15%以上27.5%未満</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>27.5%以上40%未満</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>40%以上50%未満</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>50%以上65%未満</td> <td>4.5%</td> </tr> <tr> <td>65%以上</td> <td>5.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未来プラン(限度額=対象事業費×法人面的集積率×助成割合) 法人面積集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人面的集積率</th> <th>助成割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%以上70%未満</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>70%以上</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※未来プランには、基本プランの高度経営体面的集積向上率に応じて、限度額あり</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高度経営体面的集積向上率</th> <th>15%以上20%未満</th> <th>20%以上35%未満</th> <th>35%以上45%未満</th> <th>45%以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>促進費(法人支援)の交付限度額</td> <td>交付なし</td> <td>1%</td> <td>2%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table>	高度経営体面的集積向上率	助成割合	15%以上27.5%未満	2.0%	27.5%以上40%未満	3.0%	40%以上50%未満	4.0%	50%以上65%未満	4.5%	65%以上	5.0%	法人面的集積率	助成割合	50%以上70%未満	1%	70%以上	2.5%	高度経営体面的集積向上率	15%以上20%未満	20%以上35%未満	35%以上45%未満	45%以上	促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%																		
高度経営体面的集積向上率	助成割合																																														
15%以上27.5%未満	2.0%																																														
27.5%以上40%未満	3.0%																																														
40%以上50%未満	4.0%																																														
50%以上65%未満	4.5%																																														
65%以上	5.0%																																														
法人面的集積率	助成割合																																														
50%以上70%未満	1%																																														
70%以上	2.5%																																														
高度経営体面的集積向上率	15%以上20%未満	20%以上35%未満	35%以上45%未満	45%以上																																											
促進費(法人支援)の交付限度額	交付なし	1%	2%	2.5%																																											
④中心経営体農地集積促進事業 ※農地集積加速化基盤整備事業実施地区が対象	<p>中心経営体への農地集積割合等に応じて、促進費を交付</p> <p>要件</p> <p>・基本助成(限度額=対象事業費×基本助成割合) 中心経営体集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <p>・法人育成加算(限度額=対象事業費×法人育成助成割合×法人面積集積率) 法人面的集積率に応じて、対象事業費の一定割合を助成</p> <p>・集約化加算(限度額=対象事業費×集約化加算助成割合) 集約化の状況に応じて、対象事業費の一定割合を助成 集約化面積の割合が80%以上の場合のみ交付対象 ※助成は一般地域(国庫補助50%)で事業を実施する場合に限る</p> <p>条件不利地域(国庫補助55%地区)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th colspan="2">法人育成加算(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>2.0%</td> <td>法人面積集積率</td> <td>+1.0% (計 3.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td rowspan="2">3.0%</td> <td>・50%以上70%未満 +1.0%</td> <td>+1.0% (計 4.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td>・70%以上 +2.5%</td> <td>+2.5% (計 5.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>4.0%</td> <td></td> <td>+2.5% (計 6.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>5.0%</td> <td></td> <td>+2.5% (計 7.5%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>一般地域(国庫補助50%地区)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>中心経営体集積率</th> <th>基本助成</th> <th>法人育成加算(最大)</th> <th>集約化加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>55%以上65%未満</td> <td>3.0%</td> <td>法人面積集積率</td> <td>+1.0% +1.0% (計 5.0%)</td> </tr> <tr> <td>65%以上70%未満</td> <td rowspan="2">4.0%</td> <td>・50%以上70%未満 +1.0%</td> <td>+1.0% +2.0% (計 7.0%)</td> </tr> <tr> <td>70%以上75%未満</td> <td>・70%以上 +2.5%</td> <td>+2.5% +2.0% (計 8.5%)</td> </tr> <tr> <td>75%以上85%未満</td> <td>5.0%</td> <td></td> <td>+2.5% +3.0% (計 10.5%)</td> </tr> <tr> <td>85%以上</td> <td>6.0%</td> <td></td> <td>+2.5% +4.0% (計 12.5%)</td> </tr> </tbody> </table>	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)		55%以上65%未満	2.0%	法人面積集積率	+1.0% (計 3.0%)	65%以上70%未満	3.0%	・50%以上70%未満 +1.0%	+1.0% (計 4.0%)	70%以上75%未満	・70%以上 +2.5%	+2.5% (計 5.5%)	75%以上85%未満	4.0%		+2.5% (計 6.5%)	85%以上	5.0%		+2.5% (計 7.5%)	中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算	55%以上65%未満	3.0%	法人面積集積率	+1.0% +1.0% (計 5.0%)	65%以上70%未満	4.0%	・50%以上70%未満 +1.0%	+1.0% +2.0% (計 7.0%)	70%以上75%未満	・70%以上 +2.5%	+2.5% +2.0% (計 8.5%)	75%以上85%未満	5.0%		+2.5% +3.0% (計 10.5%)	85%以上	6.0%		+2.5% +4.0% (計 12.5%)
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)																																													
55%以上65%未満	2.0%	法人面積集積率	+1.0% (計 3.0%)																																												
65%以上70%未満	3.0%	・50%以上70%未満 +1.0%	+1.0% (計 4.0%)																																												
70%以上75%未満		・70%以上 +2.5%	+2.5% (計 5.5%)																																												
75%以上85%未満	4.0%		+2.5% (計 6.5%)																																												
85%以上	5.0%		+2.5% (計 7.5%)																																												
中心経営体集積率	基本助成	法人育成加算(最大)	集約化加算																																												
55%以上65%未満	3.0%	法人面積集積率	+1.0% +1.0% (計 5.0%)																																												
65%以上70%未満	4.0%	・50%以上70%未満 +1.0%	+1.0% +2.0% (計 7.0%)																																												
70%以上75%未満		・70%以上 +2.5%	+2.5% +2.0% (計 8.5%)																																												
75%以上85%未満	5.0%		+2.5% +3.0% (計 10.5%)																																												
85%以上	6.0%		+2.5% +4.0% (計 12.5%)																																												
⑤耕地利用高度化推進事業	事業完了後の小規模な条件整備に対する支援																																														

## 2 水利施設整備事業(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
かんがい排水事業 【一般型】 ＜県営＞	水田を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積200ha以上かつ末端支配面積100ha以上 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(新設) 50	(新設) 25	(新設) 75	
	畑地を受益とする農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積100ha以上かつ末端支配面積20ha以上 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(更新) 50	(更新) 29	(更新) 79	
かんがい排水事業 【農地集積促進型】 ＜県営＞	担い手への農地集積・集約を促進するための農業用排水施設の新設、廃止又は変更	・受益面積20(10)ha以上 ・集積地域整備計画に定める目標年度において担い手農地利用集積率が一定割合で増加すること ア 80%未満 → 80%以上 イ 80%以上90%未満 → 5%ポイント以上の増 ウ 90%以上95%未満 → 95%以上 エ 95%以上 → 担い手への利用集積が図られる ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	50 (55)	27.5 (27.5)	77.5 (82.5)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
かんがい排水事業 【排水対策特別型】 ＜県営＞	収益性の高い水田営農の確立や排水不良田の改善に必要な排水機、排水樋門、排水路等の更新または整備	・受益面積20ha以上 ・受益地が次のいずれかに該当で、かつア又はイに該当する水田面積が受益地内の50%以上 ア 降雨時に排水施設の能力が十分でないために湛水する水田 イ 常時地下水位が高い水田(田面より夏期50cm未満、冬期70cm未満) ウ ア又はイと一体的に整備することが必要な水田 ・既存施設更新が伴う場合、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	(新設) 50	(新設) 30	(新設) 80	
		・受益面積20ha以上かつ末端支配面積100ha以上 ・総事業費 20,000千円以上	(更新) 50	(更新) 29	(更新) 79	
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【一般型】 ＜県営＞ 法律補助	県営等造成施設(国営・県営土地改良造成施設)において、機能保全計画を策定し、その計画に基づいた対策工事の実施を行う	・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの ・末端支配面積 100ha以上 ・総事業費 20,000千円以上	50	29	79	
		・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの ・末端支配面積 20ha以上 ・総事業費 20,000千円以上				
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【緊急型】 ＜県営＞ 予算補助	県営等造成施設のうち、迅速な対応が求められる施設機械や鋼構造物等の工種について対策工事を実施するもの	・県営等造成施設であり、機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること ・工事期間3年以内での完了が見込めること ・既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的としないもの ・末端支配面積 20ha以上 ・総事業費 20,000千円以上かつ200,000千円未満であること	50 (55)	29 (29)	79 (84)	※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域
基幹水利施設ストック マネジメント事業 【管理型】 ＜県営＞	国営造成施設のうち、県が管理している施設について機能保全計画に基づく対策工事を実施するもの	・国営造成施設であること ・県が管理している施設であること ・機能診断に基づく機能保全計画が策定されていること	50	29	79	

## 2 水利施設整備事業(2/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
団体営農業水路等長寿命化事業 〈団体営〉	<p>農業用排水施設の老朽化に対応した長寿命化対策、水管理や維持管理の労力低減、災害リスクに対応するための防災減災対策等の実施を支援するもの</p> <p>【機能保全計画策定】 ・水利施設整備と併せて行う機能保全計画の策定の実施</p> <p>【水利施設整備】 (ア)農業用排水施設及び付帯する施設の新設、廃止又は変更 (イ)(ア)と一体的に行う給水柱、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に付帯する施設の整備</p>	<p>・国営造成施設と一体となる農業用排水施設、又は国庫補助事業によって造成された農業用排水施設であること</p> <p>・機能保全計画に基づいた施設整備を行うこと</p>	<p>【機能保全計画策定】 100</p> <p>【水利施設整備】 50 (55)</p>	<p>【機能保全計画策定】 -</p> <p>【水利施設整備】 14 (14)</p>	<p>【機能保全計画策定】 100</p> <p>【水利施設整備】 64 (69)</p>	<p>※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域</p>
小水力発電施設整備事業 〈県営〉	<p>水路、ダム、ため池等の農業用排水施設を活用した小水力発電のための施設整備(新設・更新)を実施するもの</p>	<p>・国実施要綱・要領の事業実施要件を満足するもの</p>	<p>50 (55)</p>	<p>25 (25)</p>	<p>75 (80)</p>	<p>※( )内は、山振、過疎、離島、半島、特農、特豪、急傾斜、棚田で指定された地域</p>

## 3 農村地域防災減災事業等(1/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考															
			国	県	計																
防災ダム事業 〈県営〉	<p>洪水調節用ダムの新設、改修</p>	<p>・被害農地面積100ha以上</p> <p>・農業関係効果50%以上</p>	55	40	95																
ため池等整備事業 【ため池整備工事】 〈県営・団体営〉	<p>・災害発生の防止等が必要な農業用ため池(災害防止用ダムを含む)の改修</p> <p>・ため池本来の整備とともに、貯水量や洪水防止機能を回復するための浚渫工事</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>受益面積</th> <th>総事業費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模</td> <td>100(70)ha以上</td> <td>80,000(30,000)千円以上</td> </tr> <tr> <td>中規模</td> <td>40(20)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>小規模</td> <td>10(5)ha以上</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>10(5)ha未満</td> <td>8,000千円以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大規模の場合】 1)堤高10m以上または貯水量10(5)万m<sup>3</sup>以上のもの 2)決壊による被害総額100,000(50,000)千円以上でかつ農業関係以外の被害額が50,000千円以上、さらに住民の100(1)名以上の生命に危険が予測されるもの</p> <p>【受益面積10ha未満の場合】 1)貯水量1,000m<sup>3</sup>以上で関係農家2戸以上。 2)住民の生命に対する危険または公共施設に対する被害が予測されること</p> <p>【浚渫工事の場合】 1)ため池浚渫工事は、貯水量に対する堆砂率が10%以上で、浚渫土を耕土や基盤土等として有効活用が図られ、ため池の安全性を損なわないこと</p> <p>【(国)農村地域防災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)を活用する場合】 1)防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法(令和2年法律第56号)第5条に基づく防災工事等推進計画に位置付けられたため池であること。</p> <p>【ため池群工事として実施する場合】 1)防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるものであって、かつ、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池を対象とするもの (ア)ため池間の農業用水の調整により、洪水調整機能又は土砂流出防止機能が向上するもの (イ)ため池からの流出水量の調整により、洪水調整機能が向上するもの (ウ)決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの 2)ため池の受益面積の合計がおおむね80ヘクタール以上のもの</p> <p>2) ため池の防災受益面積の合計がおおむね200[20]ヘクタール以上の又は想定被害額(農外)の合計が10[1]億円以上のもの</p> <p>※[ ]外は大規模、[ ]内は小規模</p>	種別	受益面積	総事業費	大規模	100(70)ha以上	80,000(30,000)千円以上	中規模	40(20)ha以上	8,000千円以上	小規模	10(5)ha以上	8,000千円以上	団体営	10(5)ha未満	8,000千円以上	<p>大規模 55</p> <p>中規模 50 (55)</p> <p>小規模 50 (55)</p> <p>団体営 50 (55)</p>	<p>35</p> <p>40 (40)</p> <p>35 (35)</p> <p>15 (15)</p>	<p>90</p> <p>90 (95)</p> <p>85 (90)</p> <p>65 (70)</p>	<p>( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村</p>
種別	受益面積	総事業費																			
大規模	100(70)ha以上	80,000(30,000)千円以上																			
中規模	40(20)ha以上	8,000千円以上																			
小規模	10(5)ha以上	8,000千円以上																			
団体営	10(5)ha未満	8,000千円以上																			

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考			
			国	県	計				
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 <県営・団体営>	機能障害等により災害を引き起こす危険性がある農業用排水施設(頭首工、樋門、用排水機場、水路等)の新設、改修	種別	受益面積	総事業費		大規模 55	28	83	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村 → 市町村営 → その他
		県営	大規模 400(200)ha以上 小規模 100(50)ha以上	80,000(30,000)千円以上 8,000千円以上					
		団体営	20(10)ha未満	8,000千円以上		小規模 50 (55)	33 (33)	83 (88)	
				団体営	50 (55) 50 (55)	1 (未定) 15 (未定)	51 (未定) 65 (未定)		
ため池等整備事業 【用排水施設整備工事】 (土砂崩壊防止) <県営>	土砂崩壊の危険がある場所における、擁壁、土留、土砂溜堰堤、水路等の整備	・受益面積 5ha以上 ・総事業費 8,000千円以上	50 (55)	35 (35)	85 (90)	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村			
ため池等整備事業 【農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、橋梁等)の整備、補強] <県営・団体営>	治水上、改善措置が必要な農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、橋梁等)の整備、補強	河川管理上支障を及ぼす恐れのあるもの			大規模 55	37	92	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村	
		種別	総事業費						
		県営	大規模 100,000千円以上 小規模 100,000千円未満50,000千円以上	50,000千円未満8,000千円以上		小規模 50 (55)	42 (42)	92 (97)	
		団体営	50,000千円未満8,000千円以上		団体営 50 (55)	32 (32)	82 (87)		
湛水防除事業 <県営>	湛水被害を防除するための施設(排水機、排水樋門、排水路、堤防等)の新設、改修	種別	受益面積	総事業費		大規模 55	未定	未定	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村
		県営	大規模 400ha以上 小規模 30ha以上	500,000千円以上 50,000千円以上					
		次のいずれかに該当すること ①農業効果が50%以上であること ②受益面積の50%以上が農用地であるもの			小規模 基幹施設 50 (55)	40 (40)	90 (95)		
				その他 施設 50 (55)	35 (35)	85 (90)			

### 3 農村地域防災減災事業等(2/2)

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
地すべり対策事業 <県営>	地すべりによる被害を除去又は軽減するため、承水路、水抜きポーリング、川の床止工、護岸工、杭打工、土留工等の実施 (地すべり防止工事)	・地すべり防止区域指定がされていること 1)地すべりが2級河川以上の河川に被害を及ぼすおそれのあること 2)鉄道、県道などに被害を及ぼすおそれのあるもの 3)学校、病院など重要な公共建物に被害を及ぼすおそれのあること 4)ため池の貯水量3万m <sup>3</sup> 以上、面積100ha以上の水路・農道などに被害を及ぼすおそれのあること 5)10戸以上の人家に被害を及ぼすおそれのあること 6)農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあること ・総事業費70,000千円以上 (長寿命化計画に基づく対策工は、8,000千円以上)	50	50	100	
特定農業用管水路等特別対策事業 <県営>	石綿管(アスベスト)を含有する管水路等の製品老朽化による、農業者等の健康への影響を未然に防止するために撤去や管種変更等を実施  (1)石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿の劣化又は飛散防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 (2)(1)の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 (3)石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更	・受益面積 県営 20ha以上 団体営 10ha以上  ・(1)、(2)を実施する場合、変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上であること  ※石綿等とは、石綿障害予防規則第2条第1項第1号に規定するものをいう。	県営 50 (55)	35 (35)	85 (90)	( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪で指定された地域に該当又はその地域を含む市町村
			団体営 50 (55)	未定	未定	

## 4 農地耕作条件改善事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
農地耕作条件改善事業(簡易型)	<p><b>【概要】</b> 農地の耕作条件を改善し、地域の実情に応じた簡易な基盤整備(暗渠排水、区画拡大等)を行うことで、農地の集積や高収益作物への転換及びスマート農業などの先進的な営農体系の導入を支援する。</p> <p><b>【定額支援メニュー】</b> ①ハード事業 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、末端畑地灌漑施設、客土、除稈、用排水路・農道更新整備 など ②ソフト事業 条件改善推進費、高収益作物転換推進費</p> <p><b>【定率支援メニュー】</b> ①ハード事業 GNSS基地局整備、管理省力化支援など ②ソフト事業 先進的省力化技術導入支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、指導 など</p>	<p><b>【事業実施区域】</b> ・地域計画を策定した区域</p> <p><b>【採択要件】</b> ①地域内農地集積型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・地域内農地集積促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ②高収益作物転換型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・高収益作物転換促進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上 ・ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換 ③スマート農業導入推進型 ・農地中間管理機構との連携を行うこと ・スマート農業導入推進計画を作成 ・農地耕作条件改善計画を作成 ・事業費(ハード事業)の合計が200万円以上 ・受益者数が農業者2者以上</p> <p><b>【事業実施主体】</b> 市町村、土地改良区、農地中間管理機構等</p>	定額 または 定率 50 (55)		定額 または 定率 50 (55)	※( )内は、過疎・山振・特農・離島・半島・特豪・急傾斜の指定地域の場合

## 5 中山間地域農業活性化基盤整備事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
中山間地域農業活性化計画策定支援事業(ソフト)	地域自らが策定する地域農業の営農計画、基盤整備計画及び地域活性化計画を策定する。	<p>農業地域類型区分の山間農業地域及び中間農業地域に分類される旧旧市町村、または知事が中山間地域に準じる地域として特に認める地域は次に掲げる地域。</p> <p>(1)「守りたい秋田の里地里山50」実施要領(平成27年6月22日付け農振317 秋田県農林水産部長通知)により認定された地域を含む地域 (2)中山間地域等直接支払交付金の取組範囲を含む地域 (3)未来へつなぐ元気な農山村創造事業におけるプラン作成地域 (4)その他、中山間地域に準じる地域として知事が特に認める地域</p>		定額	定額	
中山間地域農業活性化基盤整備事業(ハード)	耕作放棄地の増加や施設の老朽化が著しい中山間地域において、地域農業に取り組むため、暗渠排水や用排水路などの小規模な基盤整備に対する支援を行う。	<p>(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。 (2)事業完了年度の翌年度において事業実施前の耕地利用率が90%未満の場合は3ポイント以上増加すること、90%以上の場合は現状以上となること。 (3)事業完了後5年以内に収益率の向上10%を達成する、または地域特産物の栽培を行う等、知事が特に認めること。 (4)総事業費が200万円以上2億円未満であること。</p>	50 (55)	30	80 (85)	補助率の( )内は、過疎・山振・半島・離島・特農・特豪で指定された地域
中山間水田畑地化整備事業(ハード)	営農条件が不利な中山間地域において、経営規模は小さくとも一定の所得が確保できるよう、地域特産物等の本作物化を図るため、水田の畑地化に必要な基盤整備等に対する支援を行う。	<p>(1)中山間地域農業活性化計画を策定していること。 (2)原則5年以上、地域特産物の栽培を行うこと。ただし、野菜、花き、果樹以外を栽培する場合は、食品加工や流通・販売等に取り組むこと。 (3)土層改良または暗渠排水のいずれか1工種を必ず実施すること。 (4)県営事業における総事業費が200万円以上2億円未満、団体営事業における総事業費が200万円未満であること。</p>	50 (55)	40 (35)	90 (90)	補助率の( )内は、過疎・山振・半島・離島・特農・特豪で指定された地域

## 6 戦略作物生産拡大基盤整備促進事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考																																											
			国	県	計																																												
戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 <b>【農地整備型】</b>	暗渠排水やもみから補助暗渠等による排水対策の強化を図り、戦略作物の生産に必要な農地条件を整備を行う。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">排水施設</td> <td rowspan="3">農業用</td> <td>要排水路</td> <td>●</td> <td>(補修・更新のみ)</td> </tr> <tr> <td>農業用水利施設</td> <td>●</td> <td>(補修・更新のみ)</td> </tr> <tr> <td>地下かんがいシステム</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モミガラ補助暗渠</td> <td>○</td> <td>(暗渠排水と併せ行う)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農地整備</td> <td>暗渠排水</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画拡大</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土層改良</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)</td> </tr> </table>	排水施設	農業用	要排水路	●	(補修・更新のみ)	農業用水利施設	●	(補修・更新のみ)	地下かんがいシステム	○		モミガラ補助暗渠	○	(暗渠排水と併せ行う)	農地整備	暗渠排水	○		区画拡大	○		土層改良	○		備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)			・事業費 県 営 200万円以上1億円未満 団体 営 200万円以上3,000万円未満 ・受益面積 県 営 20(10)ha以上 団体 営 5(2)ha以上 ・受益者 2者以上 ・作物要件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>現況</td> <td>計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">戦略作物作付割合</td> <td>40%未満</td> <td>+10%以上</td> </tr> <tr> <td>40%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">園芸作物作付割合</td> <td>45%未満</td> <td>+5%以上</td> </tr> <tr> <td>45%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> </table> 上記の作物作付要件の両方を満たすこと。		現況	計画	戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上	40%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上	45%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	県 営 50(55) 27.5 77.5(82.5) 団体 営 50(55) 10 60(65)	※( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当
排水施設	農業用			要排水路	●	(補修・更新のみ)																																											
				農業用水利施設	●	(補修・更新のみ)																																											
			地下かんがいシステム	○																																													
	モミガラ補助暗渠	○	(暗渠排水と併せ行う)																																														
農地整備	暗渠排水	○																																															
	区画拡大	○																																															
	土層改良	○																																															
備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)																																																
	現況	計画																																															
戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上																																															
	40%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															
園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上																																															
	45%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															
戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 <b>【水利施設整備型】</b>	営農の効率化により、戦略作物への取組促進を図るため、用排水路や付帯施設等の整備・更新を行う。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">排水施設</td> <td rowspan="3">農業用</td> <td>要排水路</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用水利施設</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下かんがいシステム</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モミガラ補助暗渠</td> <td>●</td> <td>(暗渠排水と併せ行う)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農地整備</td> <td>暗渠排水</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画拡大</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土層改良</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)</td> </tr> </table>	排水施設	農業用	要排水路	○		農業用水利施設	○		地下かんがいシステム	●		モミガラ補助暗渠	●	(暗渠排水と併せ行う)	農地整備	暗渠排水	●		区画拡大	●		土層改良	●		備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)			・事業費 県 営 3,000万円以上1億円未満 団体 営 200万円以上3,000万円未満 ・受益面積 県 営 20(10)ha以上 ※1路線の末端支配面積5ha以上 団体 営 5(2)ha以上 ・受益者 2者以上 ・作物要件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>現況</td> <td>計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">戦略作物作付割合</td> <td>40%未満</td> <td>+10%以上</td> </tr> <tr> <td>40%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">園芸作物作付割合</td> <td>45%未満</td> <td>+5%以上</td> </tr> <tr> <td>45%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> </table> 上記の作物作付要件の両方を満たすこと。		現況	計画	戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上	40%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上	45%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	県 営 50(55) 27.5 77.5(82.5) 団体 営 50(55) 10 60(65)	※( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当
排水施設	農業用			要排水路	○																																												
				農業用水利施設	○																																												
			地下かんがいシステム	●																																													
	モミガラ補助暗渠	●	(暗渠排水と併せ行う)																																														
農地整備	暗渠排水	●																																															
	区画拡大	●																																															
	土層改良	●																																															
備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)																																																
	現況	計画																																															
戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上																																															
	40%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															
園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上																																															
	45%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															
戦略作物生産拡大基盤整備促進事業 <b>【高収益作物転換型】</b>	高収益作物の導入・定着に向けた水田の畑地化・汎用化のための基盤整備を行う。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">排水施設</td> <td rowspan="3">農業用</td> <td>要排水路</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>農業用水利施設</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地下かんがいシステム</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>モミガラ補助暗渠</td> <td>○</td> <td>(暗渠排水と併せ行う)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">農地整備</td> <td>暗渠排水</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>区画拡大</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土層改良</td> <td>●</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="3">○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)</td> </tr> </table>	排水施設	農業用	要排水路	○		農業用水利施設	○		地下かんがいシステム	○		モミガラ補助暗渠	○	(暗渠排水と併せ行う)	農地整備	暗渠排水	○		区画拡大	○		土層改良	●		備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)			・事業費 県 営 3,000万円以上1億円未満 ・受益面積 県 営 1ha以上(中山間地域等にあたっては0.5ha)の水田の団地面積の合計がおおむね5ha以上 ・作物要件 <table border="1"> <tr> <td></td> <td>現況</td> <td>計画</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">戦略作物作付割合</td> <td>40%未満</td> <td>+10%以上</td> </tr> <tr> <td>40%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">園芸作物作付割合</td> <td>45%未満</td> <td>+5%以上</td> </tr> <tr> <td>45%~50%未満</td> <td>50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上</td> <td>現況以上</td> </tr> </table> 上記の作物作付要件の両方を満たし、かつ国要件も併せて満たすこと(受益面積の5割以上高収益作物となること)。 ・その他 本事業を実施した場合、事業完了翌年度以降は、水田活用の直接支払い交付金の交付申請ができなくなる。		現況	計画	戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上	40%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上	45%~50%未満	50%以上	50%以上	現況以上	県 営 50.0(55.0) 29.0(28.5) 79.0(83.5) 団体 営 <60.0>【61.0】 <29.0>【28.5】 <88.5>【89.5】	※( )内は、過疎、山振、離島、半島、特農、特豪、棚田で指定された地域に該当 ※< >内は、高収益作物の作付面積が5割以上で、農家負担分を国が支援した場合 ※【 】内は、上記項目を全て満たした場合
排水施設	農業用			要排水路	○																																												
				農業用水利施設	○																																												
			地下かんがいシステム	○																																													
	モミガラ補助暗渠	○	(暗渠排水と併せ行う)																																														
農地整備	暗渠排水	○																																															
	区画拡大	○																																															
	土層改良	●																																															
備考	○の内1つ以上 (●は農地整備受益地のみ)																																																
	現況	計画																																															
戦略作物作付割合	40%未満	+10%以上																																															
	40%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															
園芸作物作付割合	45%未満	+5%以上																																															
	45%~50%未満	50%以上																																															
	50%以上	現況以上																																															

## 7 災害復旧事業

事業名	事業内容	採択基準	補助率(%)			備考
			国	県	計	
県営造成施設等突発事故復旧支援事業	暗渠やパイプライン、揚水機は内部状態を目視することが困難であり、日常管理が適正に行われていても、不測の事態により突発事故が発生するケースがあり、事故時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図るものである。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異常な天然現象によるものではなく、通常の使用の範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。</li> <li>・国営または県営造成施設で、復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。</li> <li>・維持管理が適正に行われていること。</li> <li>・関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。</li> </ul>	－	30	30	関係市町村と合わせ40%
農地・農業用施設小災害支援事業	自然災害による小規模な農地の災害復旧について支援し農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生防止を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業要件 <ul style="list-style-type: none"> <li>以下のいずれかに該当していること <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 1つの災害で、県内における被害総額が3億円以上の災害</li> <li>イ 1つの災害で、県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円以上の市町村が1以上ある災害</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○事業内容 <ol style="list-style-type: none"> <li>1)対象工種 <ul style="list-style-type: none"> <li>被災した農地で「国庫補助災害及び災害復旧事業債」の対象外のもの</li> </ul> </li> <li>2)対象市町村(次のいずれにも該当していること) <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害</li> <li>イ 農家助成を実施している市町村</li> </ul> </li> <li>3)補助対象額 <ul style="list-style-type: none"> <li>10万円/箇所以上40万円/箇所未満で、かつ市町村の助成下限額が10万円以上の場合はその下限額</li> </ul> </li> <li>4)補助率 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村の助成率以内、最大で事業費の1/3</li> </ul> </li> </ol> </li> </ul>	－	1/3	1/3	
県営農地災害復旧事業	異常な天然現象によって発生した農地の災害復旧に対し、国の補助を受けて復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上</li> <li>風速 最大風速15m/s以上</li> <li>その他 異常な天然現象</li> </ul> </li> <li>○県営災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上</li> <li>2) その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	工事費 50  委託費 －	15  100	65  100	
県営農業用施設災害復旧事業	異常な天然現象によって発生した農業用施設の災害復旧に対し、国の補助を受けて復旧工事を行って、農林水産業の維持を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>雨量 24時間80mm以上又は1時間20mm以上</li> <li>風速 最大風速15m/s以上</li> <li>その他 異常な天然現象</li> </ul> </li> <li>○県営災害復旧事業の採択基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、団体営事業として実施するが、次に該当し申請者から要望がある場合は県営事業として実施する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 復旧事業費が1地区当たりおおむね100,000千円以上で、その関係受益面積がおおむね100ha以上</li> <li>2) ため池の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤高10m以上または水量10万m<sup>3</sup>以上</li> <li>・受益面積40ha以上</li> <li>・復旧事業費50,000千円以上</li> </ul> </li> <li>3) その他、施工上高度な技術を要するもので、特に県営施工が適当と認められる地区</li> </ol> </li> </ul> </li> </ul>	工事費 65  委託費 －	15  100	80  100	

## 第24回「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクール 入賞作品紹介

秋田県土地改良事業団体連合会では本県と共催し、本県の農村地域が持つ豊かな自然や農村生活の魅力を広く県内外の皆様にも知ってもらい、美しい農村風景を後世にまで守り伝えることの重要性を再確認していただくことを目的に「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクールを開催しています。

入賞作品を抜粋して紹介します。

### 昨年度の入賞作品



【優良賞】「初めての体験」横手市



【優良賞】「ほらっ…秋田駒ヶ岳とひ孫」仙北市



【優良賞】「将来の担い手」湯沢市



【優良賞】「笑顔の収穫」潟上市

## 写真概要

---

### 【表紙】

農地集積加速化基盤整備事業 畑地区（にかほ市）  
〈あきた型ほ場整備の取組〉

### 【裏表紙】

第24回「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクール入賞作品

- 裏表紙上 優秀賞「春耕の頃」由利本荘市
  - 裏表紙中 優良賞「天日干し」仙北市
  - 裏表紙下 最優秀賞「十八森早春賦」にかほ市
-



秋田県 HP  
「美の国あきたネット」

農地整備課



農山村振興課



秋田県関係機関連絡先

【本庁】

農林水産部農地整備課  
農林水産部農山村振興課

TEL : 018-860-1821 FAX : 018-860-3863  
TEL : 018-860-1851 FAX : 018-860-3815

【振興局】

鹿角地域振興局農林部農村整備課  
北秋田地域振興局農林部農村整備課  
山本地域振興局農林部農村整備課  
秋田地域振興局農林部農村整備課  
八郎潟基幹施設管理事務所  
由利地域振興局農林部農村整備課  
仙北地域振興局農林部農村整備課  
平鹿地域振興局農林部農村整備課  
雄勝地域振興局農林部農村整備課

TEL : 0186-23-2243 FAX : 0186-23-6085  
TEL : 0186-62-3900 FAX : 0186-62-3904  
TEL : 0185-52-1232 FAX : 0185-54-2451  
TEL : 018-860-3394 FAX : 018-860-3865  
TEL : 0185-46-2661 FAX : 0185-46-2432  
TEL : 0184-22-7554 FAX : 0184-23-2618  
TEL : 0187-63-6117 FAX : 0187-63-7771  
TEL : 0182-32-9509 FAX : 0182-32-5117  
TEL : 0183-73-6135 FAX : 0183-73-9144

この資料に関するお問い合わせは…

秋田県農林水産部  
農地整備課 調整・企画チーム

TEL:018-860-1821 FAX:018-860-3863

Eメール: nseibika@mail2.pref.akita.jp